

山都町

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画



令和3年3月  
熊本県山都町



## はじめに



山都町長 梅田 穰

本町では、平成30年3月に策定された第3期障害者基本計画に掲げられた“みんなの笑顔が 地域にあふれる 明るいまち”を基本理念とし、だれもが地域の一員としてともに生きる地域共生社会の実現を目指し、障がい者福祉の推進に努めてまいりました。

その間、国においても平成30年に「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正がなされ、多様化するニーズにきめ細やかに対応できるよう支援の拡充がなされるなど、障がいを持つ方の取り巻く環境は大きく変化を続けています。

このような状況を踏まえ、第3期障害者基本計画の行動計画となる第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定いたしました。

本計画は、障害福祉サービス受給量や確保の方策を示すもので、障害をもつ方々が安心して本町で暮らしていくための道標となるもので、国等の動向や本町の実情を踏まえた計画として策定しました。

今後本計画に基づき、町民の皆さまをはじめ、関係団体や民間企業等のお力添えをいただきながら、目標の実現に向け、事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「山都町保健福祉総合計画策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました方々、そして町民のすべての皆さまに心から厚く感謝申し上げます。

令和3年3月



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画策定の趣旨 .....	2
3 計画の位置づけと法的根拠 .....	5
4 計画の期間 .....	6
5 計画の対象者 .....	6
6 計画の策定体制 .....	7
<b>第2章 障がい者を取り巻く現状</b> .....	<b>8</b>
1 人口と障がい者数の推移 .....	8
2 アンケート調査からみる障がい者の意識と課題 .....	15
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>30</b>
1 障害者総合支援法の概要 .....	30
2 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的理念 .....	33
3 「基本指針の見直し」の主なポイントについて .....	34
<b>第4章 障がい福祉サービスの見込量等</b> .....	<b>36</b>
1 数値目標の設定 .....	36
2 第6期障害福祉計画サービスの見込みとその確保方策 .....	42
3 第2期障害児福祉計画サービスの見込みとその確保策 .....	80
<b>第5章 計画の推進にあたって</b> .....	<b>90</b>
1 計画の推進体制 .....	90
2 計画の進捗管理 .....	90
山都町成年後見制度利用促進基本計画 .....	92
<b>資料編</b> .....	<b>94</b>
1 山都町保健福祉総合計画策定委員名簿 .....	94
2 用語解説 .....	95



# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の背景

山都町では、平成27年度から令和6年度の10年間を計画期間とする第2次山都町総合計画の中で「輝く!!みんなで作る『山の都』のものがたり」を掲げており、この将来像を実現するために「地域で支えあう福祉の実現」を基本目標の一つとして掲げ、日々環境整備に努めています。

国においては、平成23年に「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられ、平成25年には、共生社会実現等の基本理念の制定及び障がい者の範囲を見直した障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正）が施行されました。

その後、平成28年には、障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の提供の義務化を定めた「障害者差別解消法」の施行、発達障害者支援地域協議会の設置や、発達障害者支援センター等による支援に関する配慮を定めた「改正発達障害者支援法」などが施行されました。さらに、平成30年には「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図り、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備の取り組みが盛り込まれるなど、障がい者福祉を取り巻く環境は変化を続けています。

現在、国をはじめ、本町におきましても、だれもが同じ地域の一員として共に生きる「地域共生社会」の実現を目指しています。地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。

## 2 計画策定の趣旨

熊本県においては、「第5期熊本県障がい者計画：くまもと障がい者プラン（平成27年度から令和2年度）」を策定し、推進を行っています。本町においても、平成29年度に、令和5年度までの6年間の計画期間とする「第3期障害者基本計画」、令和2年度までの3年間の計画期間とする「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」を策定し、障がい者とともに、地域保健福祉全体における社会情勢の変化に的確に対応した障がい者福祉施策の推進に取り組んでいます。

この度、令和2年度をもって第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、地域共生社会の実現に向け、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とする「山都町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。

### 【障がい者施策をめぐる近年の動き】

項 目	内 容
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行	従来の障害者自立支援法に替わる法律として平成25年4月から施行されています。これまで通り、障がい福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障害者総合支援法では障がい福祉サービスなどの対象となる障がい者の範囲に難病患者なども含まれることが定められました。
「障害者雇用促進法」の施行	これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれました。 平成28年4月1日に施行され、平成30年4月からは、法定雇用率算定に精神障がい者も加わっています。 また、令和2年4月1日の改正では、障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体）、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給が新たに追加されました。

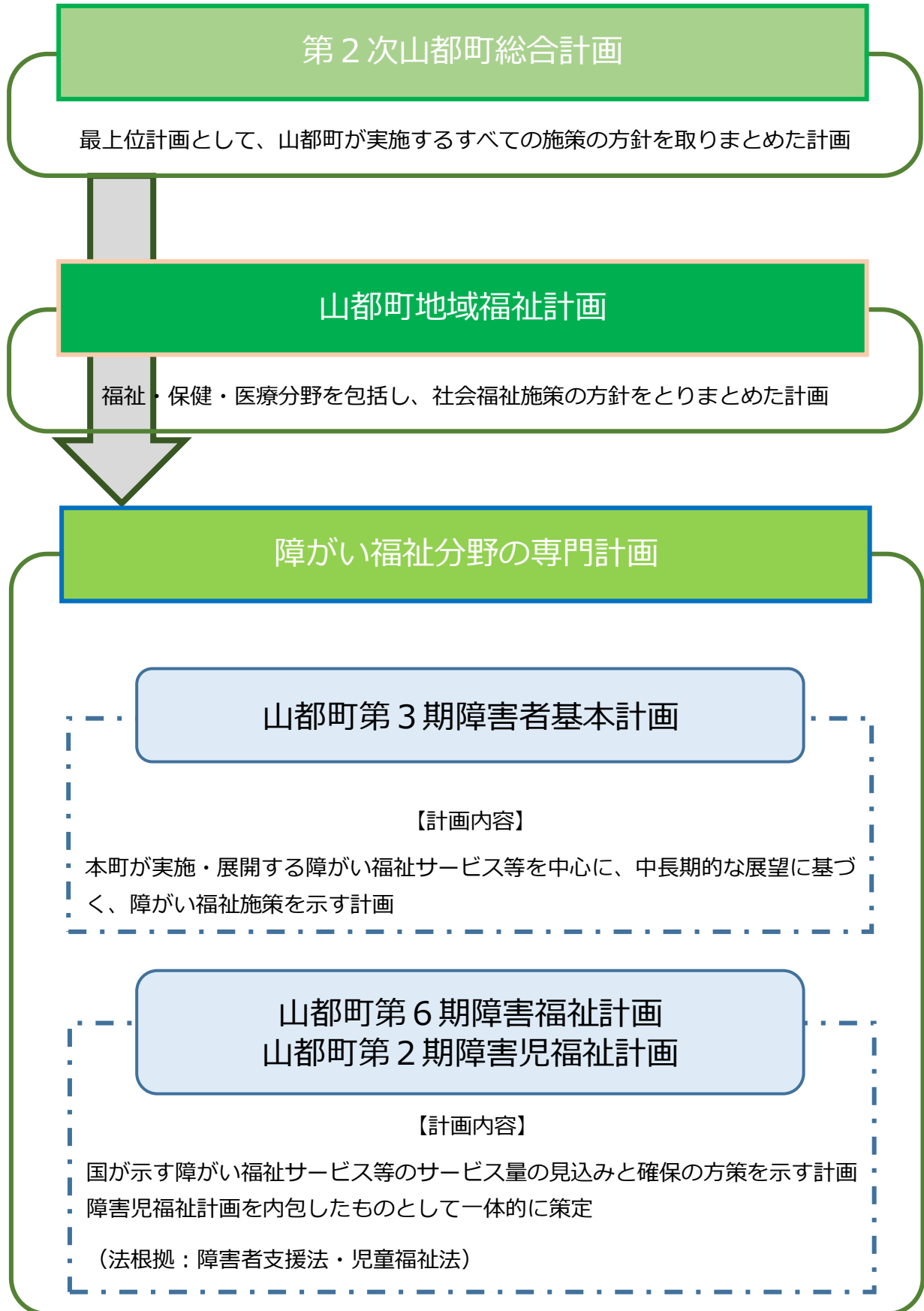


項 目	内 容
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行	<p>この法律では、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどが規定されています。</p> <p>平成28年4月から施行されています。</p>
「障害者権利条約」の批准	<p>平成18年12月、第61回国連総会において、障がいのある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障がいのある方を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障がいのある方の権利拡大につながるものと期待されています。</p> <p>この条約は、20か国が批准した平成20年5月に発効しています。わが国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されました。</p>
「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」の施行	<p>平成27年1月に施行された法律であり、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すことが理念として掲げられています。</p> <p>また、難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大するとともに、相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実することなどが定められています。</p>

項 目	内 容
「発達障害者支援法」の改正	<p>平成28年5月に成立された、自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える「発達障害者支援法」を見直す改正法であり、発達障がい者の定義と発達障がいへの理解の促進、発達生活全般にわたる支援の促進、発達障がい者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等発達障がい者が「切れ目ない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。</p> <p>平成28年8月1日から施行されています。</p>
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立	<p>平成28年5月に成立された、障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。</p> <p>平成30年4月1日から施行されています。</p>
「障害福祉サービス等報酬改定」の実施	<p>平成29年度の障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい福祉人材の処遇改善について、平成29年度より、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.09%の報酬改定を行うとされています。</p>

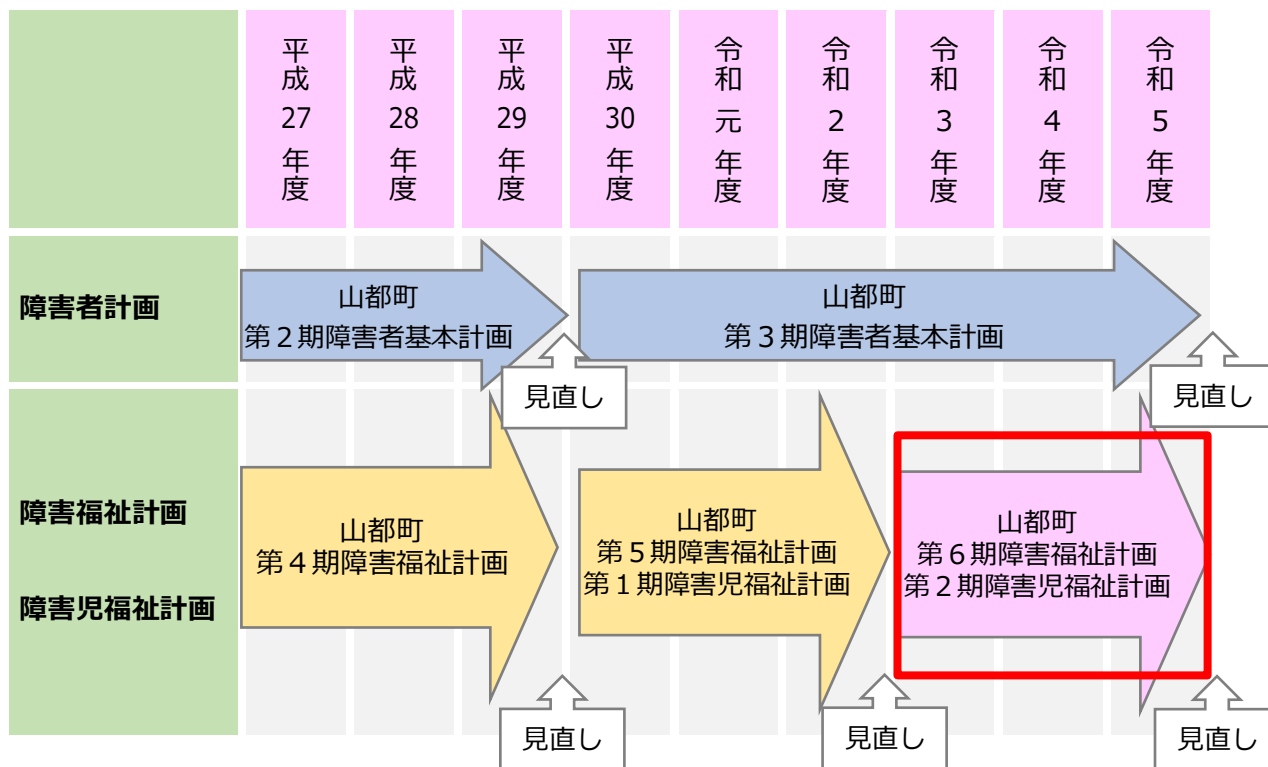
### 3 計画の位置づけと法的根拠

本計画の役割と法的根拠等、及び上位計画との関係は、次のとおりです。



## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、国が定める基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3か年計画として策定します。



## 5 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のみならず、難病を患っている方も対象としています。

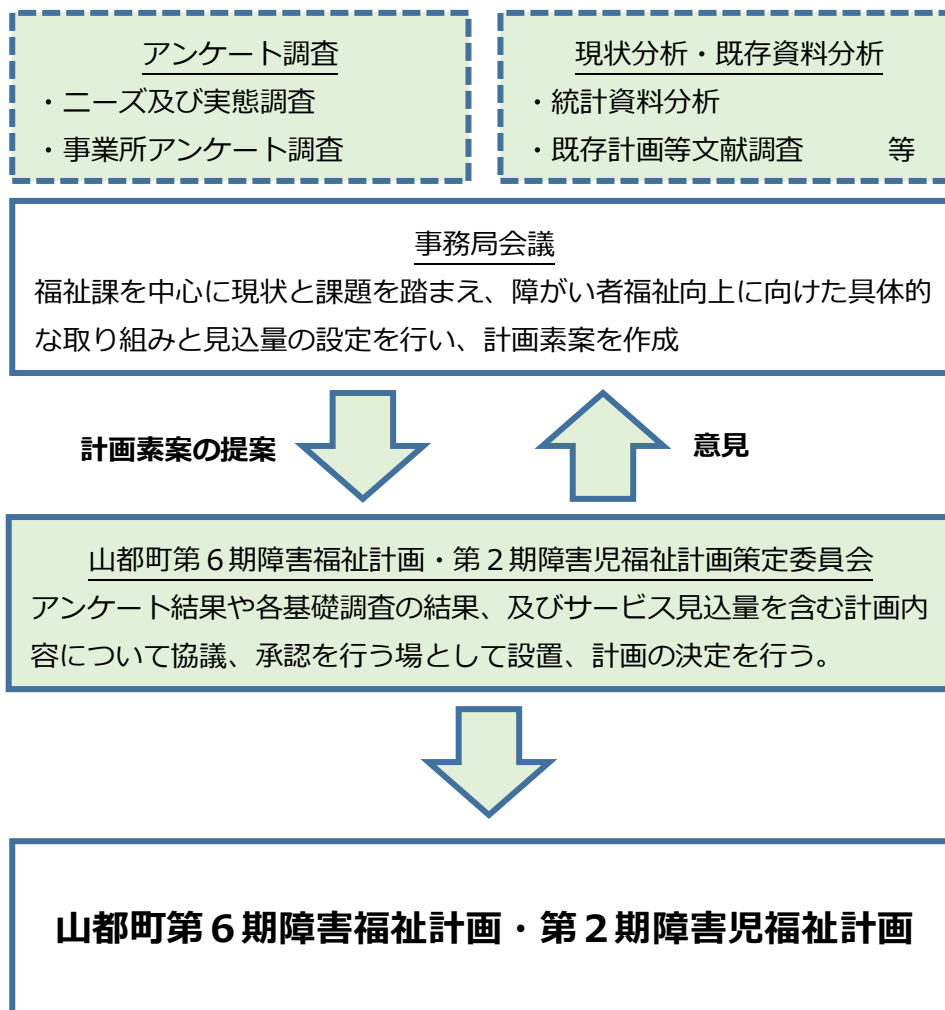
また、児童福祉法第4条第2項に規定する「障がい児」についても対象としています。

身体障がい者	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
知的障がい者	知的障害者福祉法に規定する知的障がい者のうち18歳以上である者
精神障がい者	精神障害者福祉法第5条に規定する精神障がい者のうち18歳以上である者
難病	障害者総合支援法第4条に規定する疾病
障がい児	児童福祉法第4条第2項に規定する児童

## 6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者や障がい児、事業所へのアンケートによる実態調査を行い、当事者や支援者の方の意見等を基礎資料としました。

また、実態調査結果や町の施策の実施状況などを基に、策定委員会を開催し、本計画素案などの検討、審議を行いました。



## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1 人口と障がい者数の推移

#### (1) 総人口及び年齢3区分の推移

本町の総人口は、令和2年度現在 14,563 人となっており、平成 29 年度以降、減少傾向で推移しています。

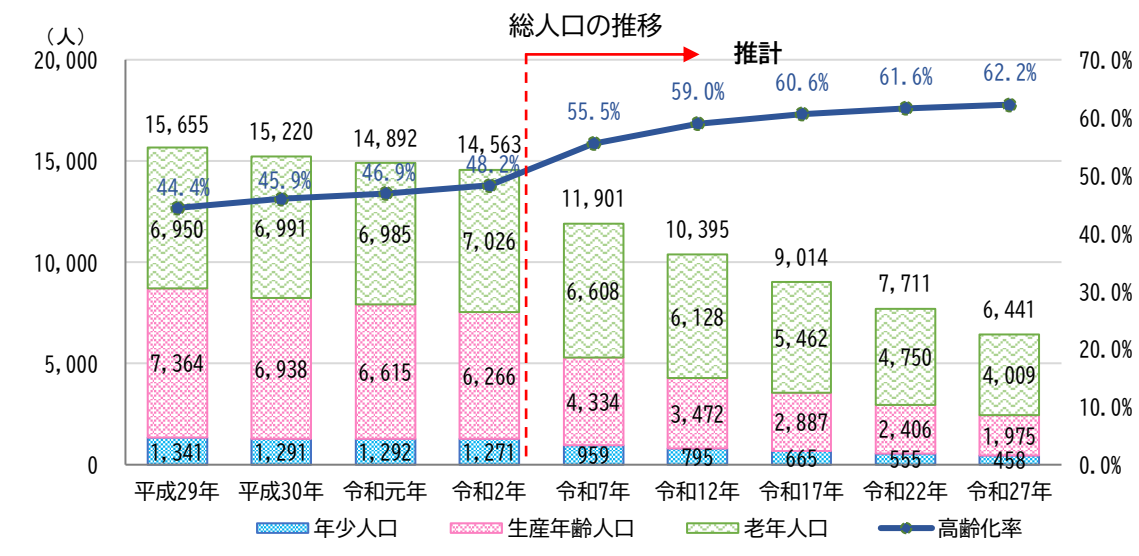
年齢3区分別でみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向で推移しているのに対し、高齢者人口は増加傾向で推移しています。

#### ■ 総人口の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総人口	15,655	15,220	14,892	14,563
年少人口 (0～14 歳)	1,341	1,291	1,292	1,271
生産年齢人口 (15～64 歳)	7,364	6,938	6,615	6,266
高齢者人口 (65 歳以上)	6,950	6,991	6,985	7,026

資料：平成 29 年度から令和 2 年度「住民基本台帳」、令和 3 年度以降「地域別将来推計人口」国立社会保障・人口問題研究所



## (2) 障害者手帳所持者数の推移

本町における各障害者手帳所持者数は、令和2年度現在 1,522 人で、その内訳は身体障害者手帳所持者が 1,088 人、療育手帳所持者が 287 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 147 人となっています。

総人口に占める各障害者手帳所持者数の割合をみると、令和2年度は、身体障害者手帳所持者は 7.5%、療育手帳所持者は 2.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者は 1.0%となっています。

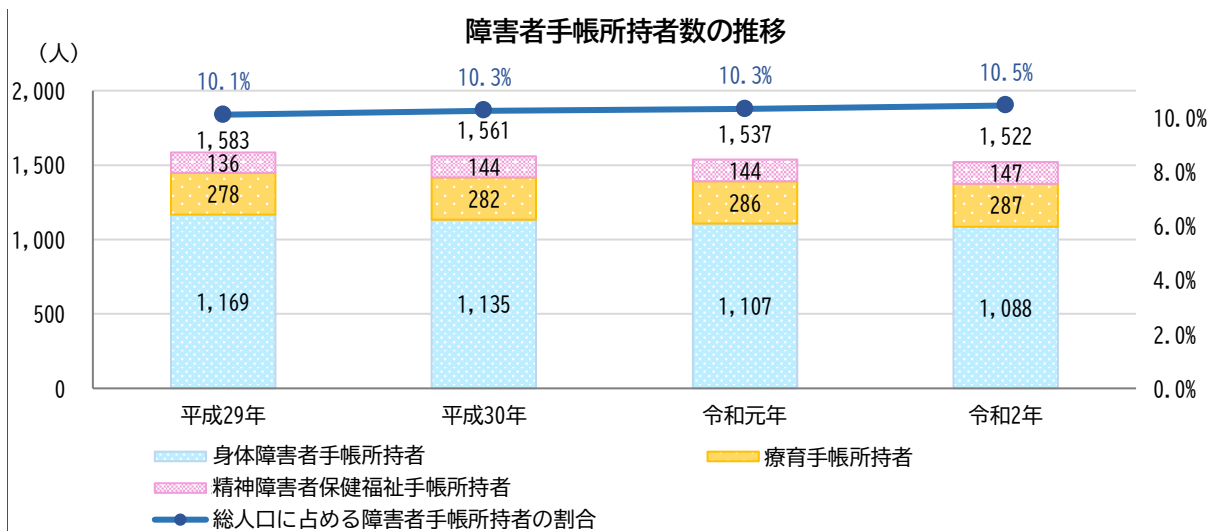
### ■ 種類別障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手帳所持者総数	1,583	1,561	1,537	1,522
総人口に対する割合	10.1%	10.3%	10.3%	10.5%
身体障害者手帳所持者	1,169	1,135	1,107	1,088
総人口に対する割合	7.5%	7.5%	7.4%	7.5%
療育手帳所持者	278	282	286	287
総人口に対する割合	1.8%	1.9%	1.9%	2.0%
精神障害者保健福祉手帳所持者	136	144	144	147
総人口に対する割合	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%

資料：山都町役場 福祉課 各年 4 月 1 日現在

※身体障害者得手帳所持者は、等級別に算出した所持者数を表しています



## <障害者手帳について>

### ■ 身体障害者手帳

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められる場合に交付される手帳のことです。

重度の人から順に1級～6級に区分されており、さらに障がいの内容により、視覚障がい、聴覚または平衡機能障がい、音声機能・言語機能またはそしゃく機能障がい、肢体不自由、内臓（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・肝臓・免疫）の機能障がいに区別されます。

### ■ 療育手帳

知的障がいのある人に発行される手帳のことをいいます。

障がいが発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態に該当すると認められた場合に交付されます。

重度の人からA1判定、A2判定、B1判定、B2判定に区分されています。

### ■ 精神障害者保健福祉手帳

統合失調症・そううつ病・非定型精神病・てんかん・中毒性精神病・器質性精神病及びその他の精神疾患を有し、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認められた場合に交付されるもので、重度の人から順に1級、2級、3級に区分されます。



### (3) 身体障がい者の状況

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）は減少傾向で推移しており、令和2年度は障がい者が1,075人、障がい児が13人、合計で1,088人となっています。

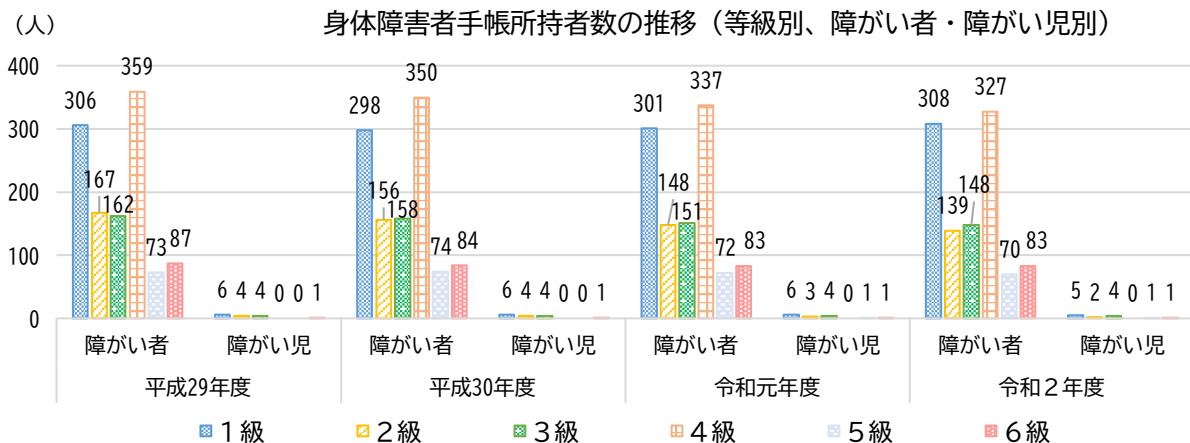
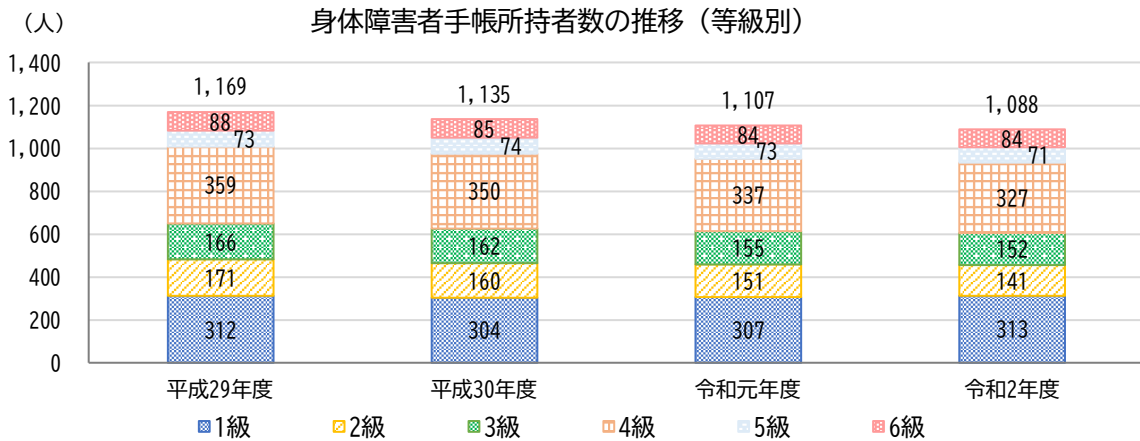
障害等級別の状況は、「1級」のみ横ばい傾向で推移しており、他の等級は減少傾向で推移しています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
1級	306	6	298	6	301	6	308	5
2級	167	4	156	4	148	3	139	2
3級	162	4	158	4	151	4	148	4
4級	359	0	350	0	337	0	327	0
5級	73	0	74	0	72	1	70	1
6級	87	1	84	1	83	1	83	1
合計	1,154	15	1,120	15	1,092	15	1,075	13

資料：山都町役場 福祉課 各年4月1日現在

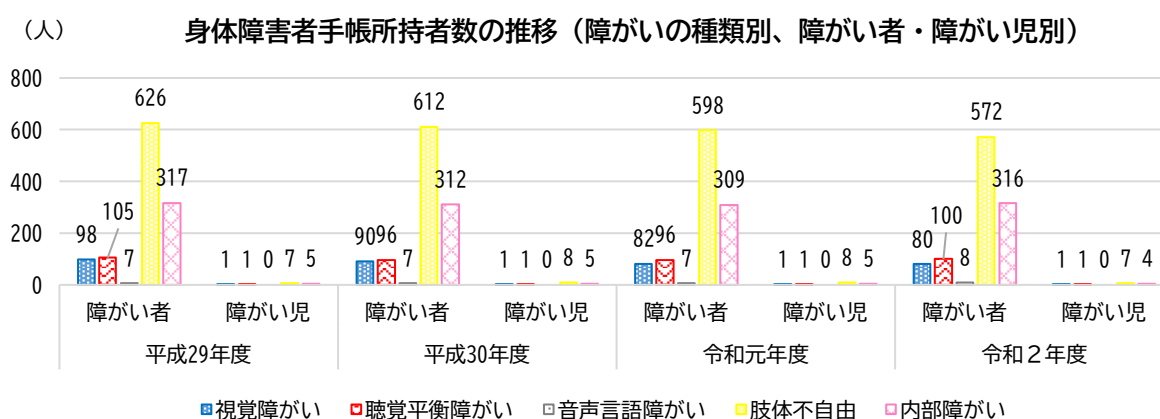
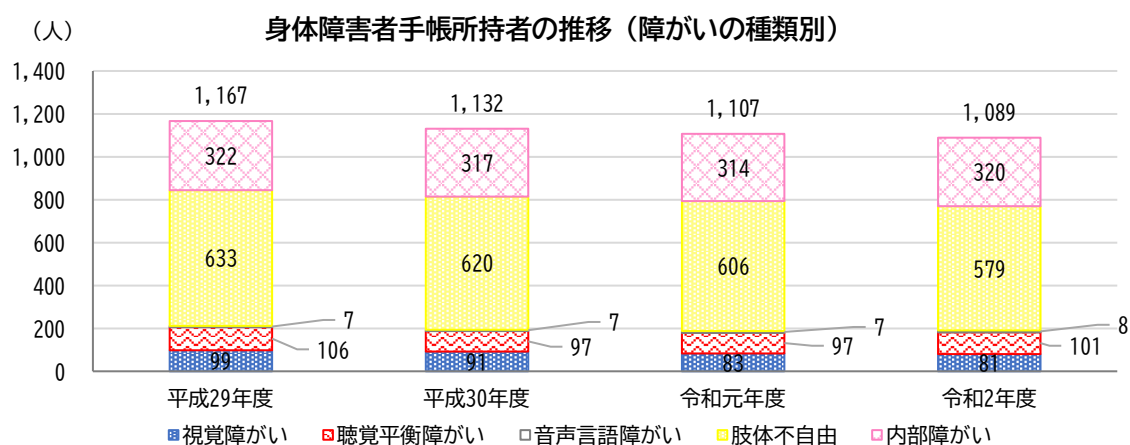


■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類別）

単位：人

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
視覚障がい	98	1	90	1	82	1	80	1
聴覚平衡障がい	105	1	96	1	96	1	100	1
音声言語障がい	7	0	7	0	7	0	8	0
肢体不自由	626	7	612	8	598	8	572	7
内部障がい	317	5	312	5	309	5	316	4
合計	1,153	14	1,117	15	1,092	15	1,076	13

資料：山都町役場 福祉課 各年4月1日現在



#### (4) 知的障がい者の状況

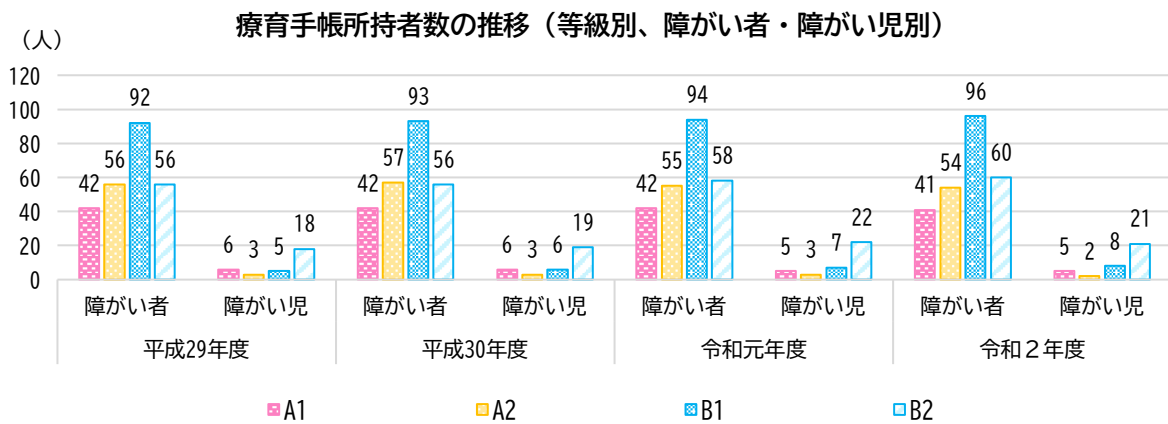
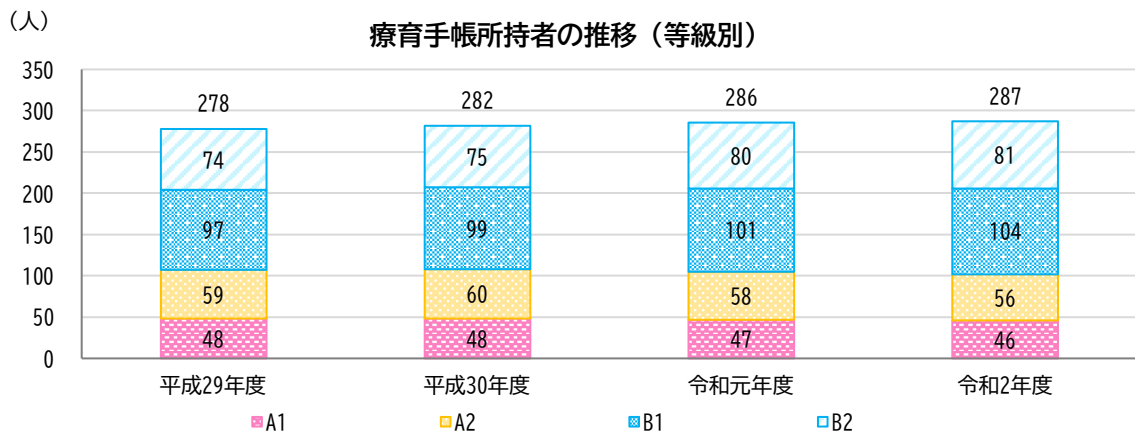
知的障がい者（療育手帳所持者）は微増傾向で推移しており、令和2年度は障がい者が251人、障がい児が36人、合計で287人となっています。

■ 療育手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
A1	42	6	42	6	42	5	41	5
A2	56	3	57	3	55	3	54	2
B1	92	5	93	6	94	7	96	8
B2	56	18	56	19	58	22	60	21
合計	246	32	248	34	249	37	251	36

資料：山都町役場 福祉課 各年4月1日現在



## (5) 精神障がい者の状況

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は増加傾向で推移しており、令和2年度は障がい者が146人、障がい児が1人、合計で147人となっています。

等級別では、令和2年度は2級が88人で最も多く、全体の約6割を占めています。

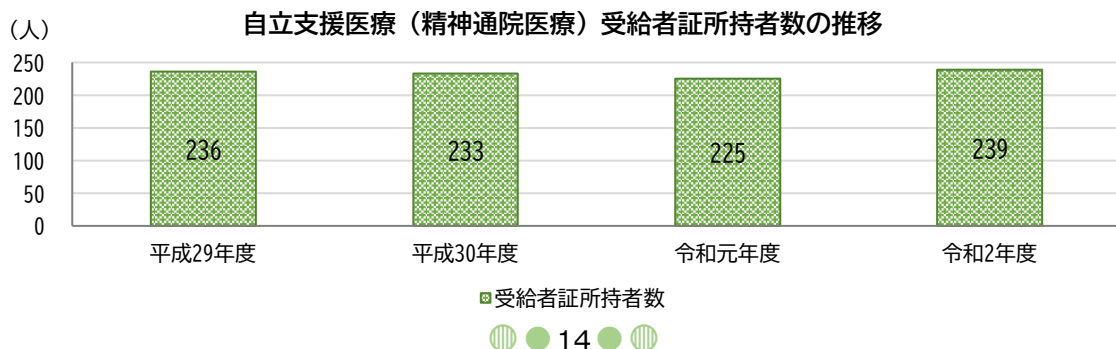
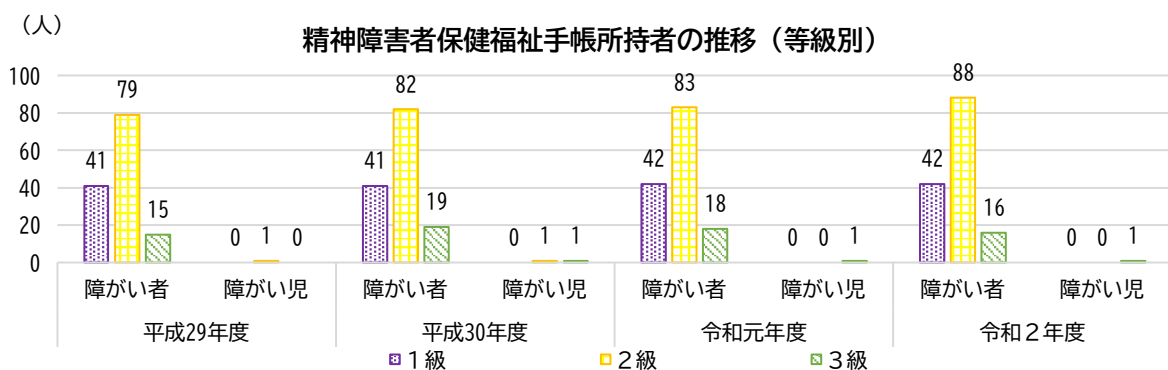
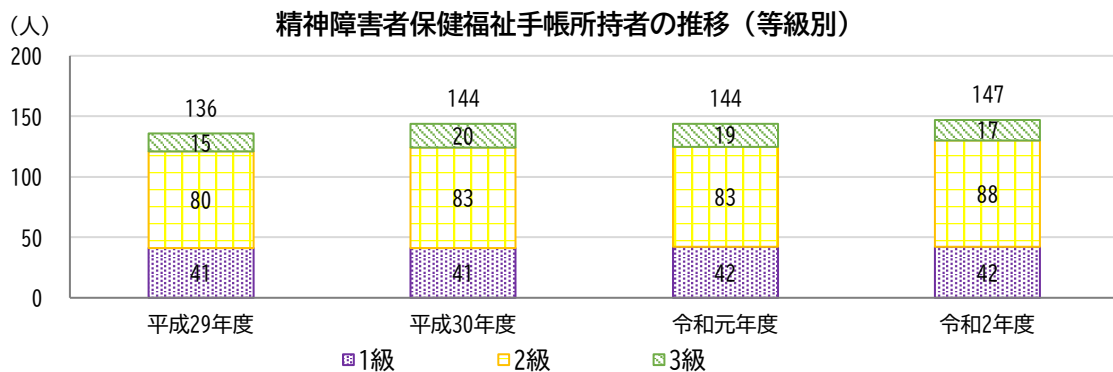
また、令和2年度の自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数は239人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
1級	41	0	41	0	42	0	42	0
2級	79	1	82	1	83	0	88	0
3級	15	0	19	1	18	1	16	1
合計	135	1	142	2	143	1	146	1

資料：山都町役場 福祉課 各年4月1日現在



## 2 アンケート調査からみる障がい者の意識と課題

### ■ □ 調査の概要 □ ■

障がいを持つ人などが地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すとともに、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的に3種類のアンケート調査を実施しました。

#### ① 調査時期

令和2年8月～9月

#### ② 調査対象者

障がい者：町内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方（無作為抽出）

障がい児：18歳未満の放課後等デイサービス等のサービス利用者（無作為抽出）

事業所：山都町圏域内の事業所

#### ③ 調査方法

郵送による配布、回収

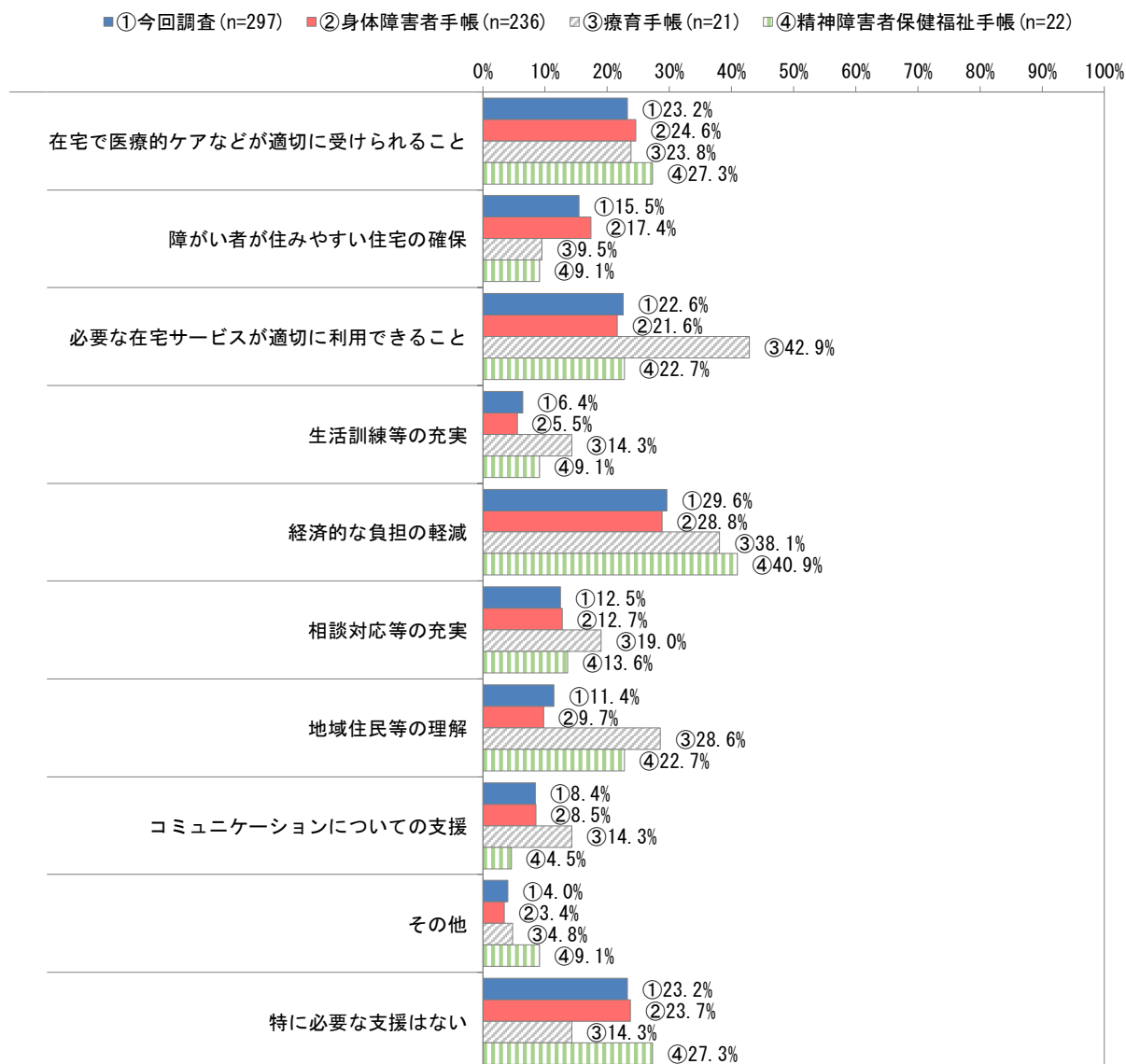
#### ④ 回収結果

対象者	配付件数	回収状況	回収率
障がい者	500人	297人	59.6%
障がい児	10人	6人	60.0%
事業所	12件	6件	50.0%

## ■ □ 調査の結果 ～障がい者～ □ ■

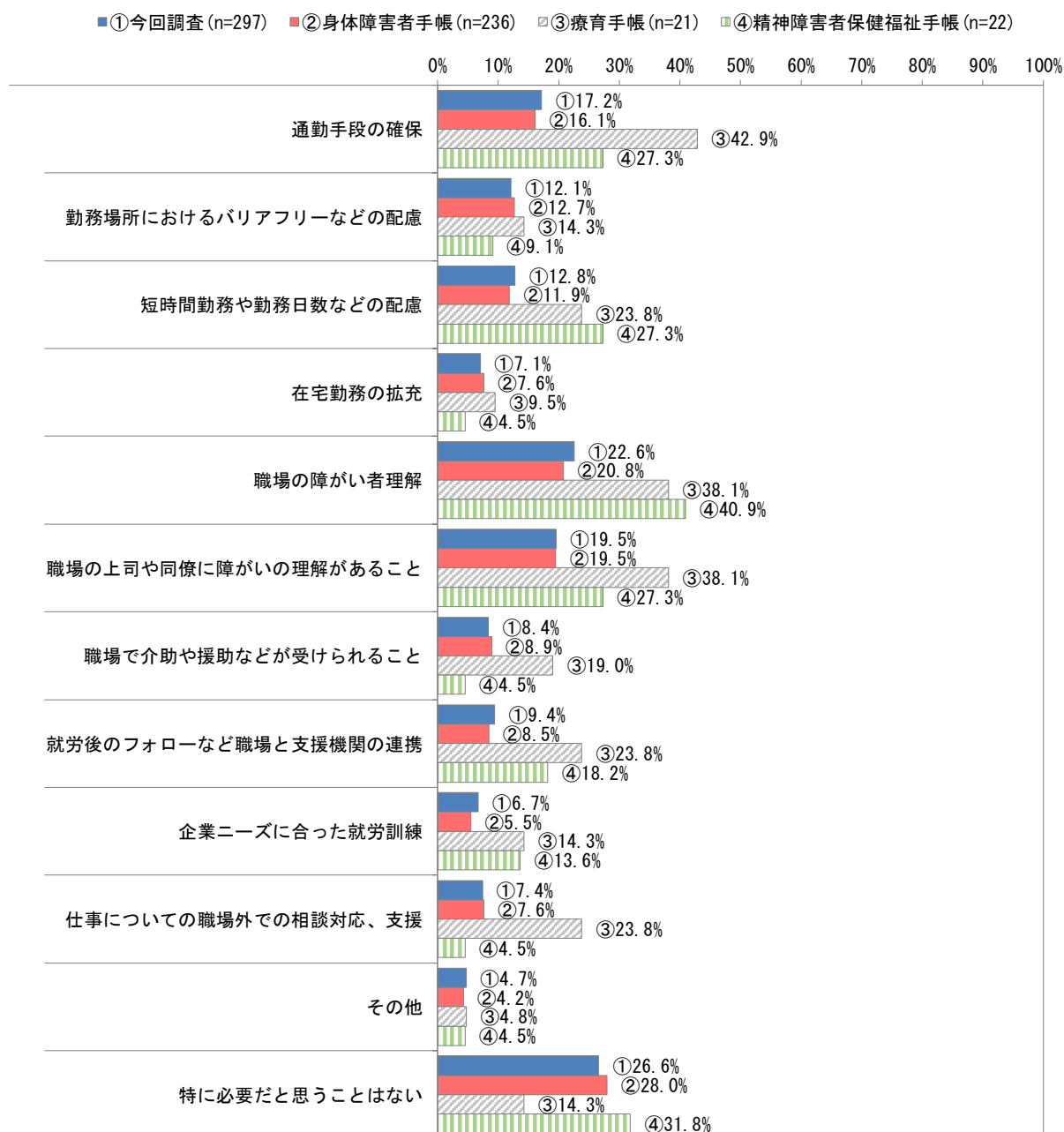
### ① 地域で生活し続けるために必要な支援

住み慣れた地域で希望する暮らしを送るために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が 29.6%と最も多く、次いで「特に必要な支援はない」「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」がともに 23.2%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 22.6%となっています。



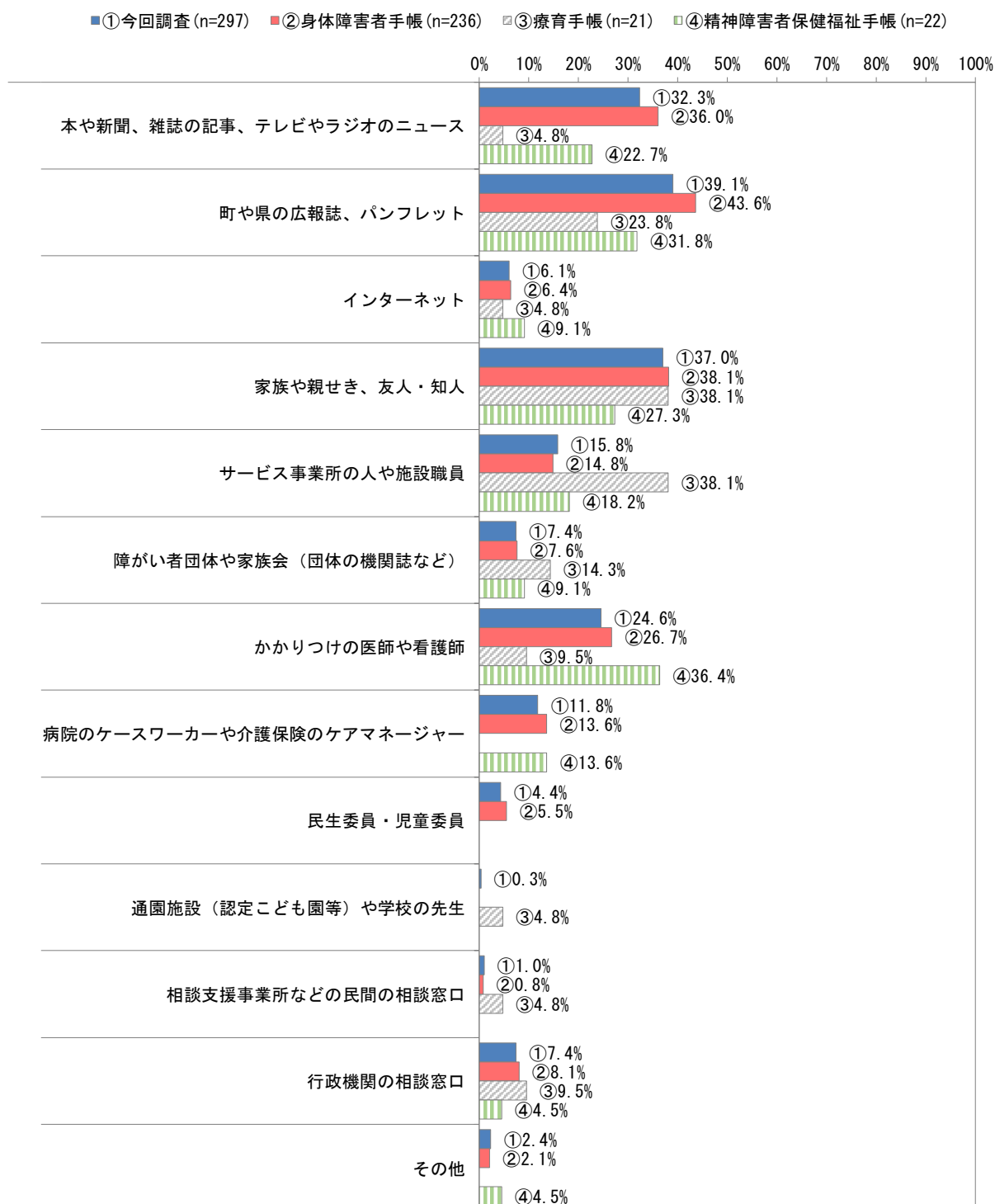
## ② 就労のために必要な支援

障がい者の就労のために必要な支援については、「特に必要だと思わない」が 26.6%と最も多く、次いで「職場の障がい者理解」が 22.6%、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 19.5%となっています。



### ③ 福祉に関する情報源

福祉に関する情報源については、「町や県の広報誌、パンフレット」が39.1%と最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が37.0%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が32.3%となっています。

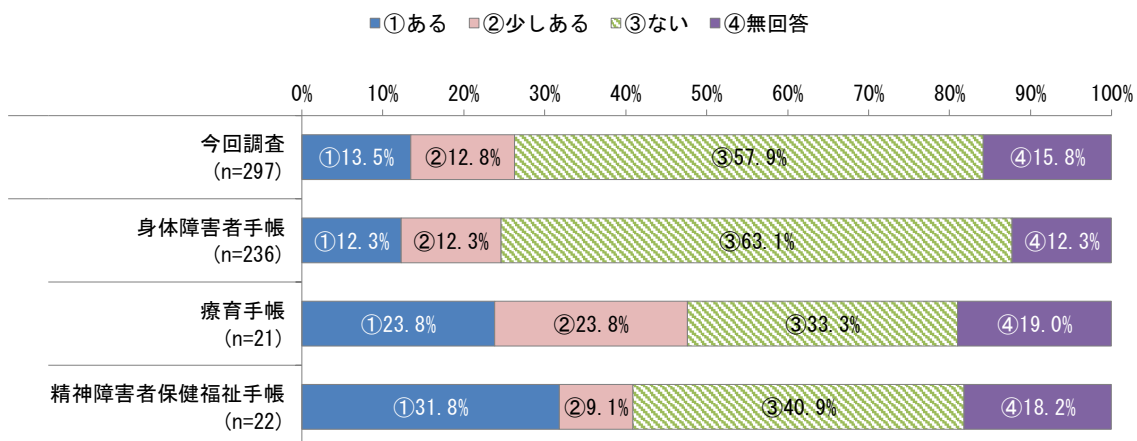




#### ④ 差別等を感じた経験

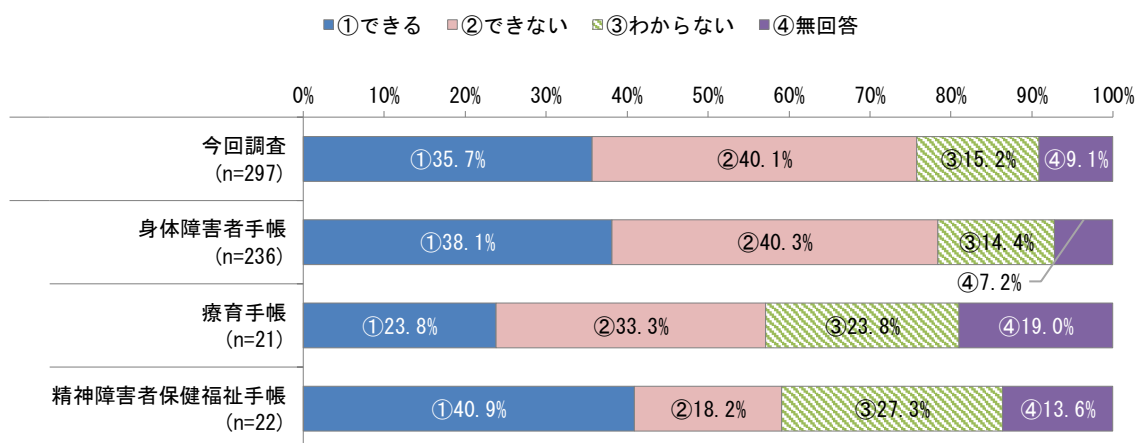
障がいや難病により差別等を感じた経験については、「ある」が 13.5%、「少しある」が 12.8%、「ない」が 57.9%となっています。

障がい種別でみると、「ない」が、身体障害者手帳所持者では 63.1%、療育手帳所持者では 33.3%、精神障害者手帳所持者では 40.9%と最も多くなっています。



#### ⑤ 災害時の自力避難

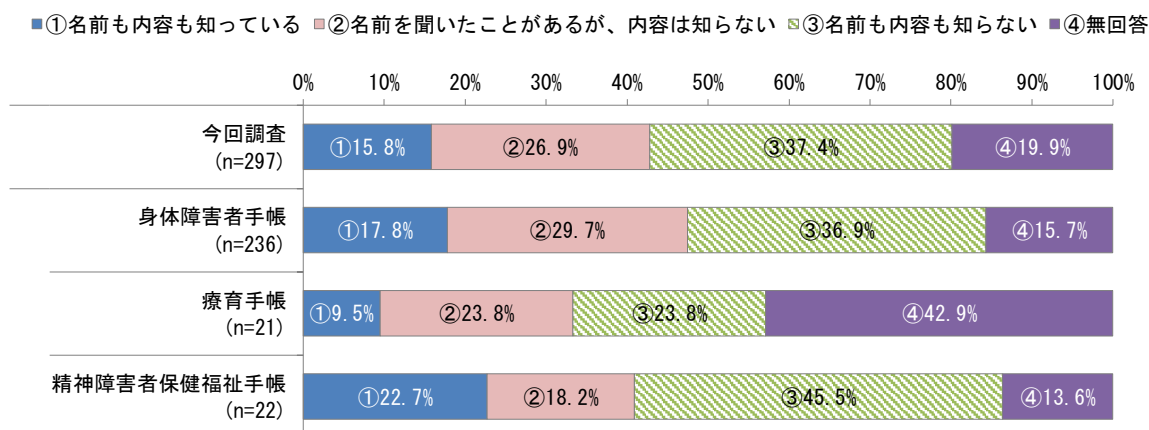
災害時における自力避難の可否については、「できる」が 35.7%、「できない」が 40.1%、「わからない」が 15.2%となっています。



## ⑥ 成年後見制度の認知度

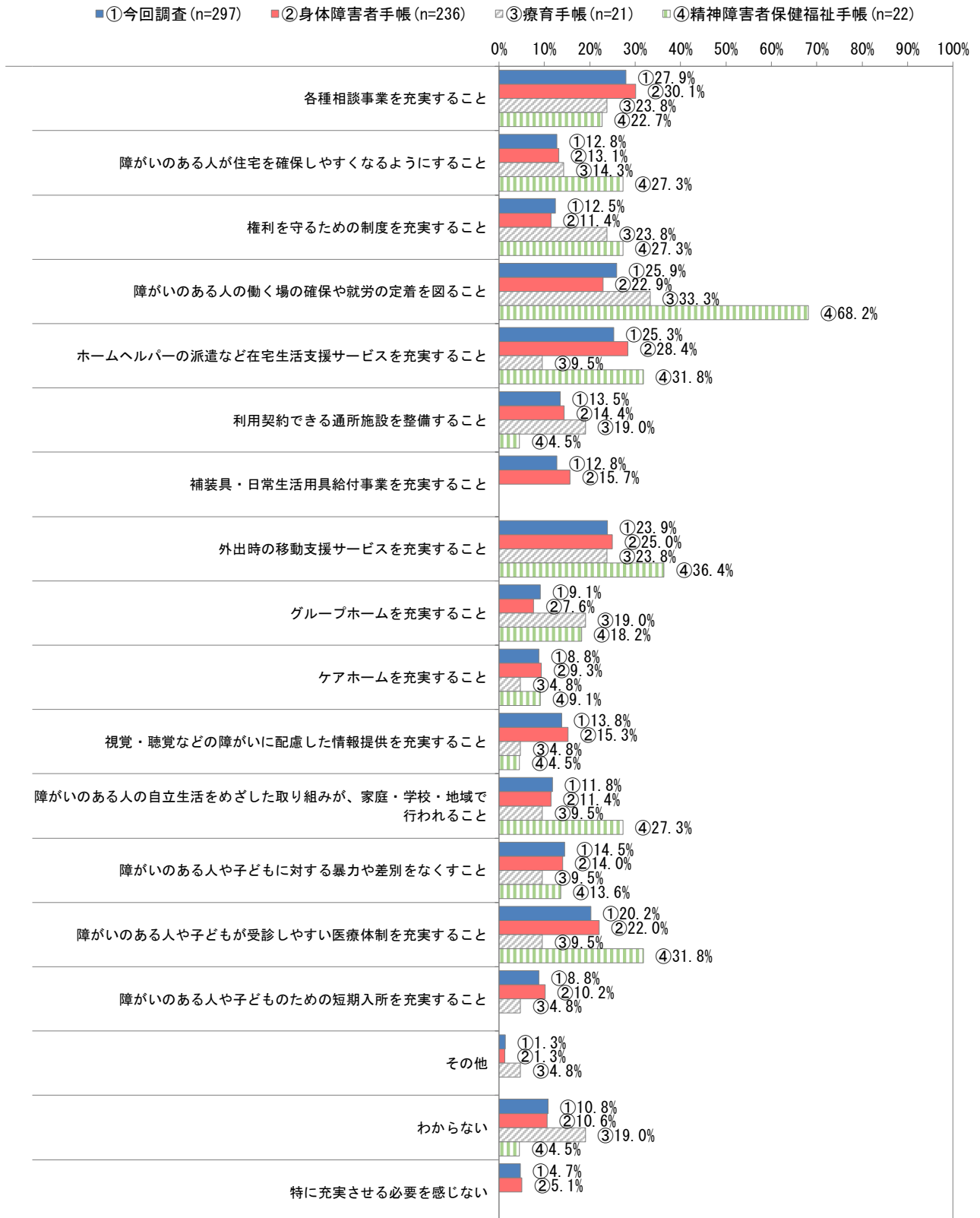
成年後見制度については、「名前も内容も知っている」が 15.8%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 26.9%、「名前も内容も知らない」が 37.4%となっています。

障がい種別でみると、すべての種別において、「内容は知らない（名前を聞いたことがあるが、内容は知らない+名前も内容も知らない）」の割合が約半数以上になっています。



## ⑦ 山都町に必要な施策

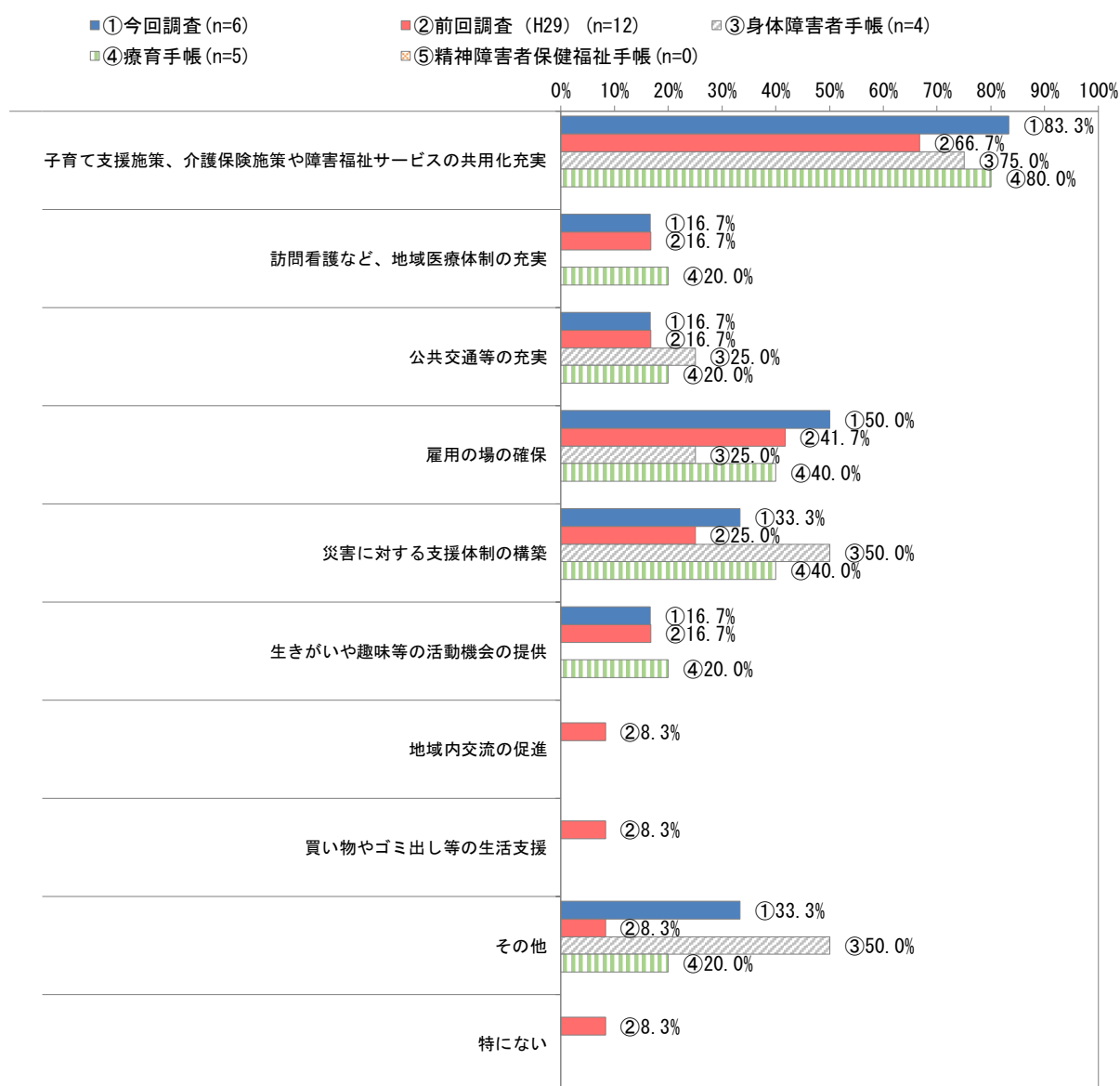
山都町で充実させるべき障がい者への施策については、「各種相談事業を充実すること」が27.9%と最も多く、次いで「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が25.9%、「ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービスを充実すること」が25.3%となっています。



## ■ □ 調査の結果 ～障がい児～ □ ■

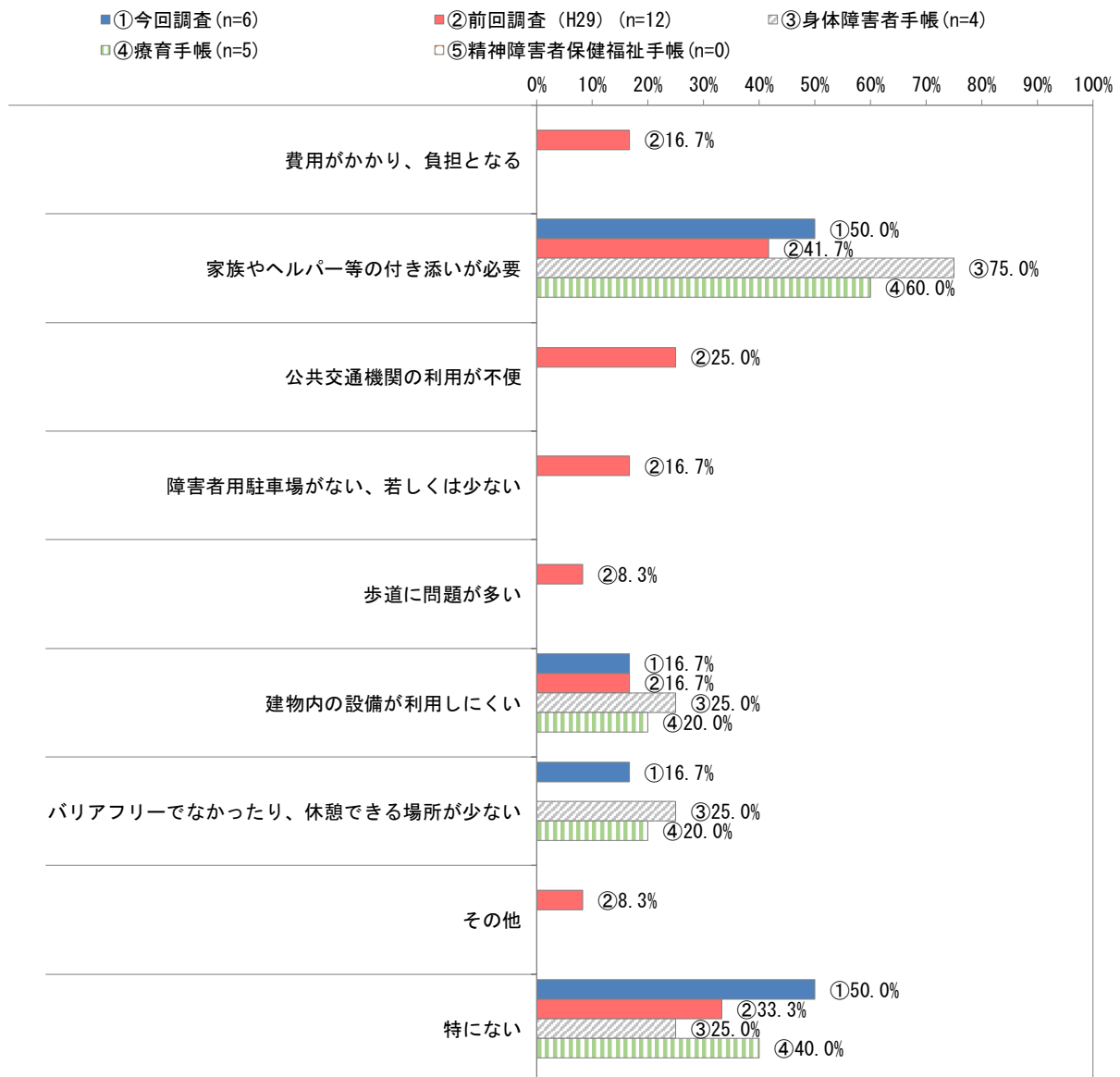
### ① 地域で生活し続けるための行政の取組

障がいがある人が地域で安心して暮らしていくため、行政に求める取組については、「子育て支援施策、介護保険施策や障害福祉サービスの共用化充実」が83.3%と最も多く、次いで「雇用の場の確保」が50.0%、「災害に対する支援体制の構築」「その他」がともに33.3%となっています。



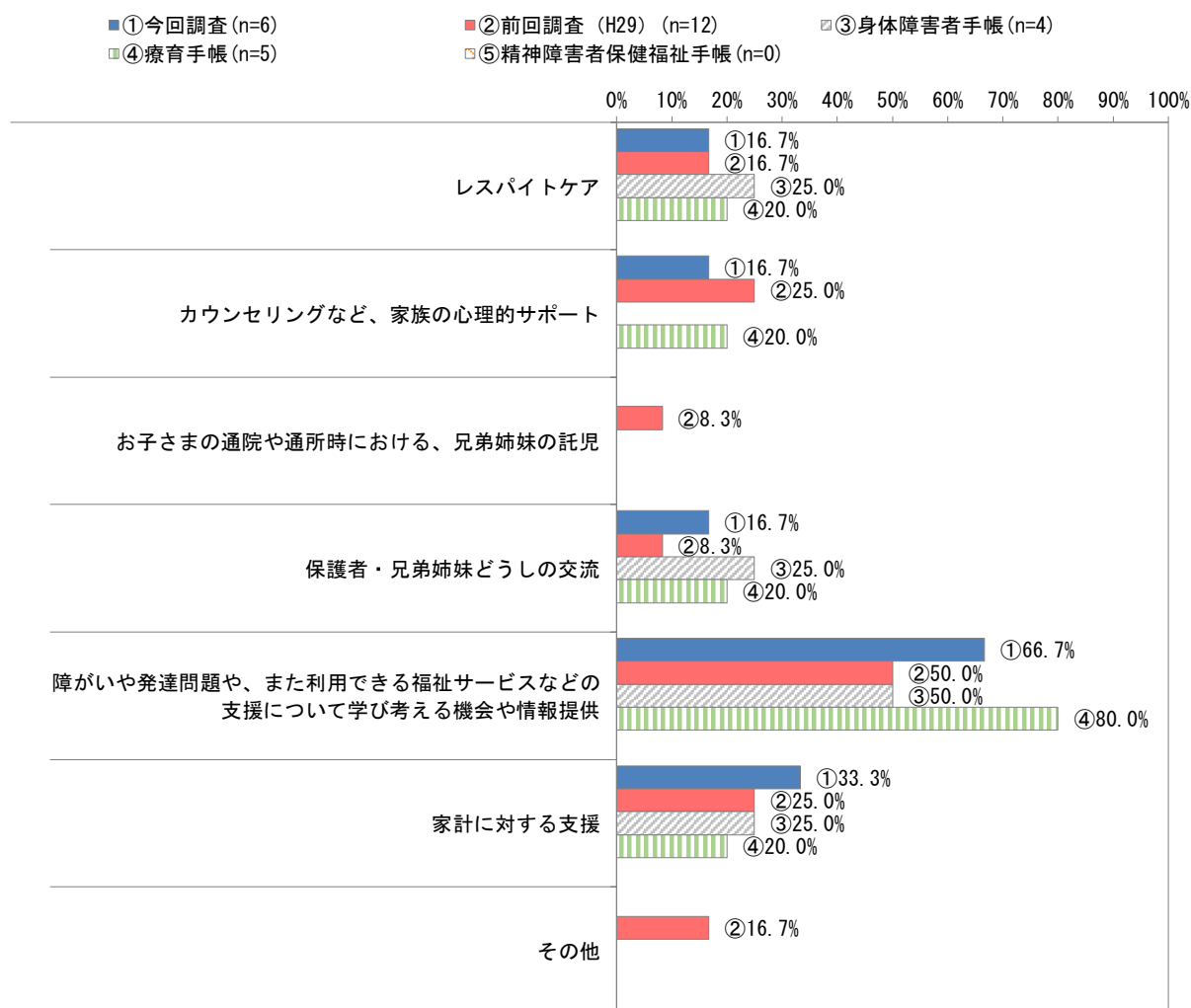
## ② 外出時の困りごと

外出時の困りごとについては、「家族やヘルパー等の付き添いが必要」「特にない」がともに50.0%と最も多く、次いで「建物内の設備が利用しにくい」「バリアフリーでなかったり、休憩できる場所が少ない」がともに16.7%となっています。



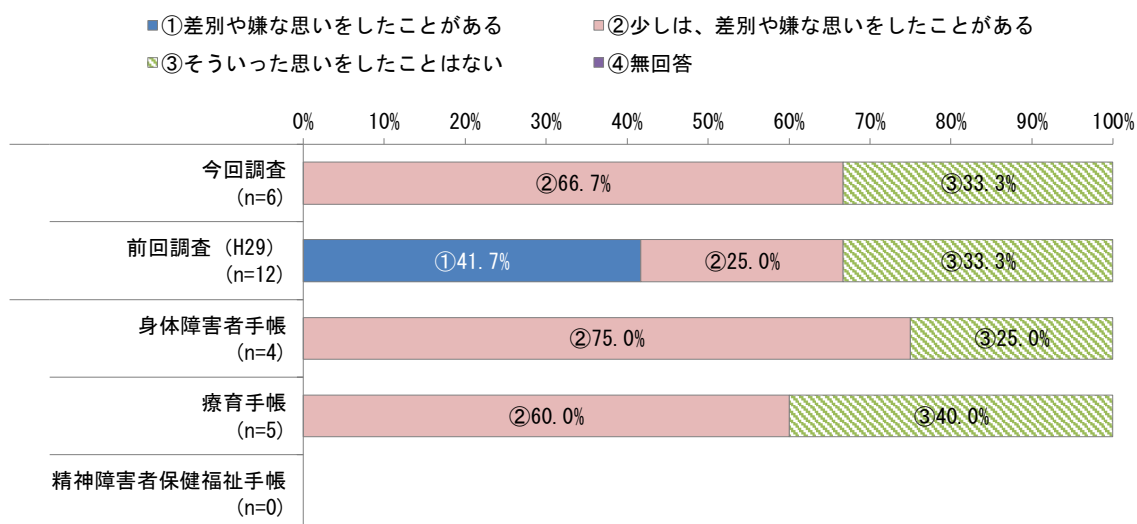
### ③ 家族への必要な支援

ご家族への必要な支援については、「障がいや発達問題や、また利用できる福祉サービスなどの支援について学び考える機会や情報提供」が66.7%と最も多く、次いで「家計に対する支援」が33.3%、「レスパイトケア」「カウンセリングなど、家族の心理的サポート」「保護者・兄弟姉妹どうしの交流」がともに16.7%となっています。



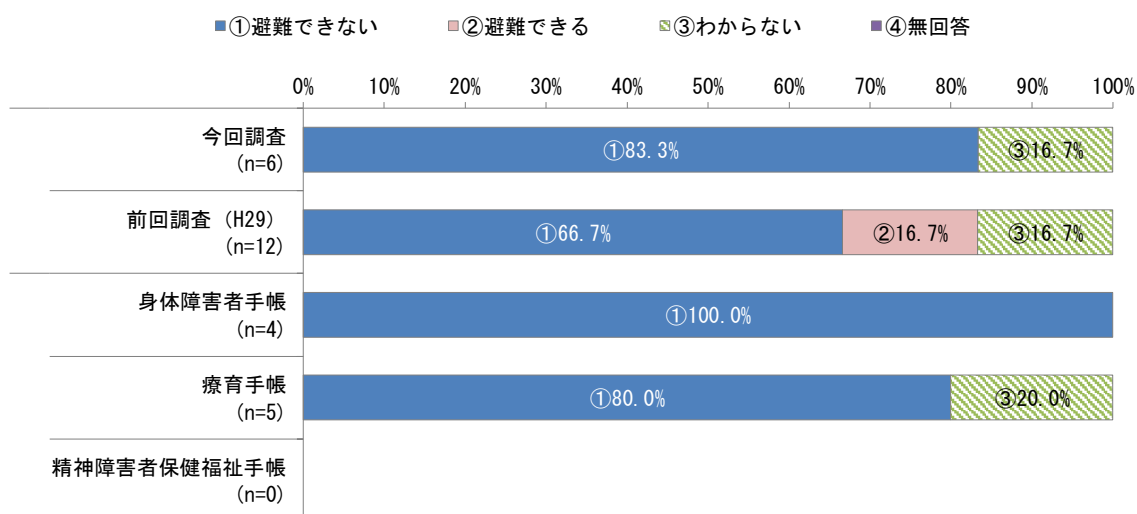
#### ④ 差別等を感じた経験

障がいや難病により差別等を感じた経験については、「少しは、差別や嫌な思いをしたことがある」が66.7%と最も多く、次いで「そういった思いをしたことはない」が33.3%となっています。



#### ⑤ 災害時の自力避難

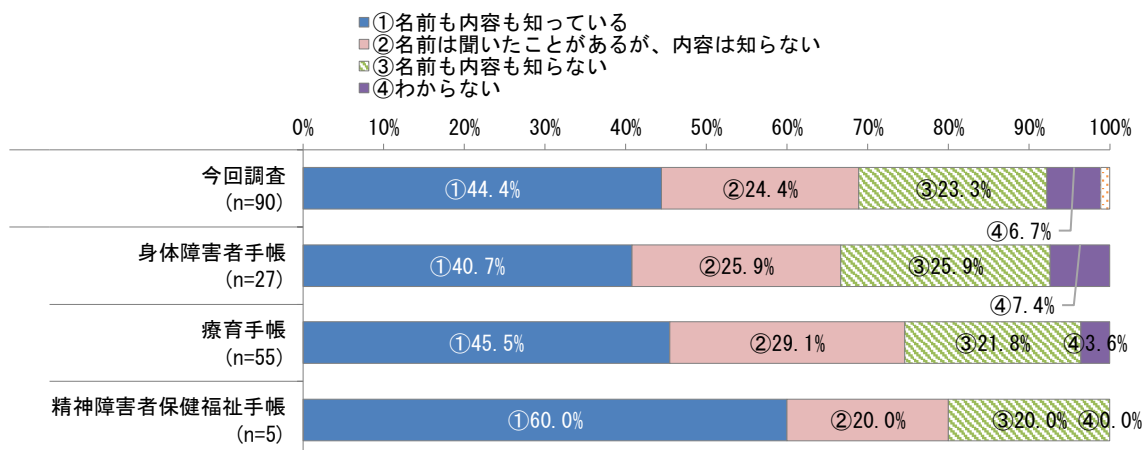
災害時における自力避難の可否については、「避難できない」が83.3%、「わからない」が16.7%となっています。



## ⑥ 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、「名前も内容も知っている」が 44.4%と最も多く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 24.4%、「名前も内容も知らない」が 23.3%となっている。

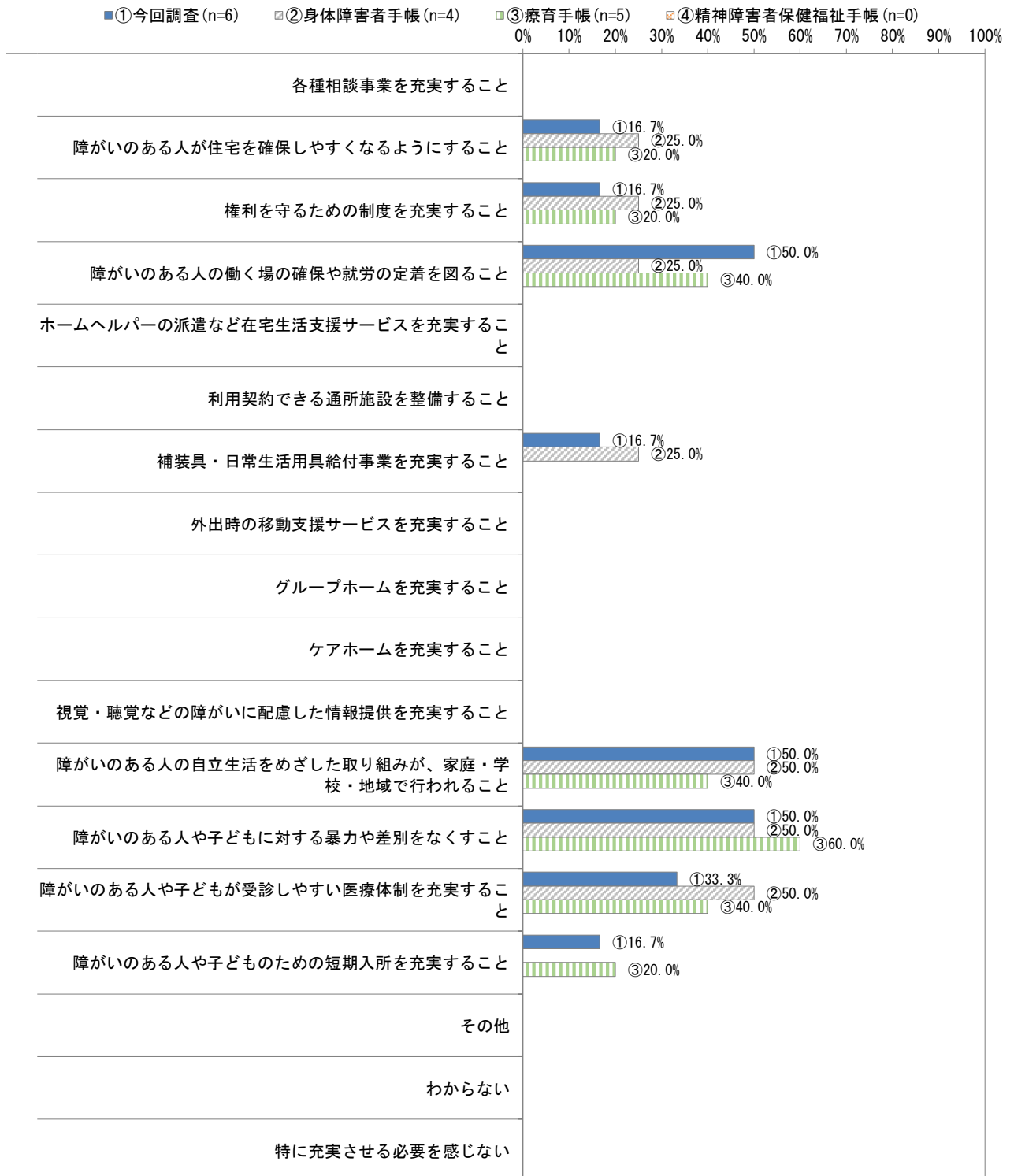
障がい種別でみると、すべての種別において「名前も内容も知っている」が4割以上と最も多くなっている。





## ⑦ 山都町に必要な施策

山都町で充実させるべき障がい者への施策については、「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」「障がいのある人の自立生活をめざした取り組みが、家庭・学校・地域で行われること」「障がいのある人や子どもに対する暴力や差別をなくすこと」がともに 50.0%と最も多く、次いで「障がいのある人や子どもが受診しやすい医療体制を充実すること」が 33.3%となっています。



## ■ □調査結果より□ ■

### ㊦ 地域で生活し続けるために必要な支援

「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(療育手帳：42.9%)

「子育て支援施策、介護保険施策や障害福祉サービスの共用化充実」(障がい児：83.3%)

福祉サービスの種類とその内容についてさらに周知し、障がい者(児)が、必要とするサービスを適切に利用できる体制づくりが必要と考えられます。

「雇用の場の確保」(障がい児：50.0%)

障がいのある子どもが地域で安定した生活を送るために、就労が必要と考える方が多く、そのための支援が求められています。

### ㊦ 就労のために必要な配慮

「職場の障がい者理解」(障がい者：22.6%)

「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(障がい者：19.5%)

地域や企業など、障がい者を取り巻く環境において、障がいへの理解促進に向けた取組が求められています。

### ㊦ 差別等を感じた経験や困りごと

「差別等を感じたことがある」又は「少しある」(障がい者：26.3%、)

「少しは、差別や嫌な思いをしたことがある」(障がい児：66.7%)

障がい者(児)の普段の生活の場において差別等を感じる場面があり、周囲への理解が常に求められていることが伺われます。今後も「上益城障害者差別解消支援地域協議会」と連携し、障がい者(者)児の人権相談や差別解消に向けた対応が必要と考えられます。

### ㊦ 災害時の避難可否

自力避難が「できない」「わからない」(障がい者：55.3%、障がい児：100.0%)

普段から要援護者を把握するとともに、社会福祉協議会や民生委員等の支援者との連携を強化し、災害時に町内で連携して障がい者(児)の命を守れるよう、体制づくりと周知が必要です。

### ㊦ 地域活動支援事業の認知状況

成年後見制度の「名前も内容も知っている」(障がい者：15.8%、障がい児：44.4%)

障がい児保護者における認知度は高いものの、障がい者・障がい児ともに半数以下となっている。成年後見制度をはじめ、対象者が利用出来る制度やサービスがあるにも関わらず、それらの内容を知らないことで利用する機会を逸してしまわないよう、今後も広報紙やパンフレットを用いた周知などにより、事業の情報を浸透させる必要があります。

## ■ □ 今後の取組 □ ■

---

本町では、山都町第6期障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画の上位計画である第3期障害者基本計画に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての町民が相互に「人格」と「個性」を尊重し支え合う地域共生社会の実現に向け取り組んできました。

今回、本計画の中間年であることから計画の進捗状況や課題・ニーズを把握するため、外部評価（アンケート調査）を実施し、その結果を上記のとおり整理しました。

今後、整理した項目については、各種福祉サービスを展開する上での指標とし、実効性のある施策の実施と第6期障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画策定の基礎とします。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 障害者総合支援法の概要

#### (1) 障害者総合支援法の基本理念

障害者総合支援法では、基本理念として以下の事項が示されています。

##### <基本理念>

- 1 全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。
- 2 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。
- 3 可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること。
- 4 社会参加の機会が確保されること。
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 6 社会的障壁の除去。

#### (2) 障害者総合支援法の主な改正

平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と表記）」へ名称が変更されました。

障害者総合支援法への改正と併せて、難病患者等が障がい福祉サービスの対象に追加や、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化、これまで課題であった障がい程度区分の見直しやサービス内容が変更されるなど、平成 25 年 4 月実施と平成 26 年 4 月実施の 2 段階に分けて施行されました。

また、平成 30 年 4 月 1 日には、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細

かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、障がい者総合支援法及び児童福祉法の一部改正（一部の規定を除く。）が施行されました。

## 【平成 25 年 4 月施行】

---

### ①法律の名称変更

「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更されるとともに、法の理念として「共生社会の実現」を明記。

### ②障がい者の範囲の見直し

「制度の谷間」を埋めるため、障がい者の範囲に 130 疾患を対象とした難病等を追加（平成 27 年 1 月から新たな疾患が加わり 153 疾患）。

### ③地域生活支援事業の必須事業の追加

障がい者に対する理解を深める研修・啓発、意思疎通支援を行う者を養成する事業を必須事業へ。

### ④地域自立支援協議会の見直し

地域自立支援協議会の構成員として障がい当事者やその家族追加。

### ⑤障害福祉計画の見直し

地域の潜在的ニーズを把握することと障害福祉計画を定期的に検証し、見直しすることを法定化。

## 【平成 26 年 4 月施行】

---

### ①障がい程度区分の見直し

障がい程度区分から障がい支援区分へ変更。コンピュータ判定方式を見直し。知的障がい者・精神障がい者に配慮した健康管理・感覚過敏・集団への適応など新たな調査項目の追加、評価方法の見直し。

### ②重度訪問介護の対象拡大

従来重度の肢体不自由者が対象であったが、知的障がい者・精神障がい者で行動障がいのある者を新たに対象として追加。

### ③ケアホーム（共同生活介護）のグループホーム（共同生活援助）への一元化

グループホームとケアホームを一元化。従来の「介護サービス包括型」とヘルパーが派遣される「外部サービス利用型」を選択可となり、「サテライト型」も新設。

### ④地域移行支援の対象拡大

入所施設、精神科病院の対象となる施設に、刑務所、生活保護法の入所施設を追加。

## 【平成 30 年 4 月施行】

---

### ①自立生活援助の創設

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するた

め、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設。

#### ②就労定着支援の創設

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを創設。

#### ③重度訪問介護の訪問先の拡大

最重度の障がい者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援が可能となった。

#### ④高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用

65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用していた一定の高齢者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障がい福祉制度により利用者負担を軽減（償還）する仕組みを創設。介護保険サービスの円滑な利用促進に向け、障がい福祉サービス事業所の介護保険事業所への移行を容易にする等見直し。

#### ⑤補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

補装具の「購入」を基本とする原則は維持した上で、障がい者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、「貸与」を補装具費の支給対象へ。

#### ⑥障がい福祉サービス等の情報公表制度の創設

障がい福祉サービス等の利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることを目的とし、施設・事業者に対して障がい福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告するとともに、都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設。

#### ⑦居宅訪問型児童発達支援の創設

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを創設。

#### ⑧保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に拡大し、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を可能とした。

#### ⑨障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

児童福祉法に基づく障がい児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを実施。

## 2 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的理念

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項のうち、障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的理念として7つの項目を掲げています。

### <基本的理念>

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

### 3 「基本指針の見直し」の主なポイントについて

本計画は、国の基本指針に沿って策定を行います。国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本指針におけるポイントは次の10項目です。

#### (1) 地域における生活の維持及び継続の推進

- 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する方向性を盛り込む。

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標に追加する。
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進することについて盛り込む。

#### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標に追加する。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことについて盛り込む。

#### (5) 発達障がい者支援の一層の充実

- ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。



## **(6) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備**

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することの重要性を盛り込む。
- ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の 18 歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ることの方向性を盛り込む。

## **(7) 相談支援体制の充実・強化等**

- 各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことの重要性を盛り込む。

## **(8) 障がい者の社会参加を支える取組**

- 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進することの重要性を盛り込む。

## **(9) 障がい福祉サービス等の質の向上**

- 障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

## **(10) 障がい福祉人材の確保**

- 障がい福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことの重要性を盛り込む。

## 第4章 障がい福祉サービスの見込量等

### 1 数値目標の設定

国の基本指針においては、障がい者の自立支援の観点から、令和5年度を目標年度として、次の（１）から（７）の項目について、目標数値の設定を求めています。

本町では、国の基本指針を踏まえ、以下のとおり成果目標を設定します。

#### （１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 【国の基本指針】

- ① 令和5年末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ② 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

##### 【成果目標】

項目	数値	数値内容
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	53人	令和元年度末時点において福祉施設に入所している障がい者の人数
令和5年度末の施設入所者数（B）	52人	令和5年度末時点において福祉施設に入所している障がい者の人数
【目標値】 地域生活移行者数	4人 (7.5%)	令和元年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数 (割合については、地域生活移行者数の目標値を、令和元年度時点の施設入所者数で除した数)
【目標値】 入所者数削減見込み	1人 (1.9%)	(A) - (B) の人数

#### （２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 【国の基本指針】

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇(316日以上)

##### 【成果目標】

項目	数値	数値内容
【目標値】 地域での平均生活日数	316日	精神障がい患者の精神病床から退院後1年以内における地域での平均生活日数

【活動指標】

項目	指標			指標内容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	1人	1人	「地域移行支援」の利用者のうち精神障がい者数を設定
【活動指標②】 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人	「地域定着支援」の利用者のうち精神障がい者数を設定
【活動指標③】 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	20人	20人	20人	「共同生活援助」の利用者のうち精神障がい者数を設定
【活動指標④】 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人	「自立生活援助」の利用者のうち精神障がい者数を設定する
【活動指標⑤】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	上益城圏域の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数を見込んで設定
【活動指標⑥】 保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	10人	10人	10人	上益城圏域の保健、医療及び福祉関係者による協議の場における、関係者の参加者数を設定
【活動目標⑦】 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	上益城圏域の保健、医療及び福祉関係者による協議の場における、目標設定及び評価の実施回数を設定

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

令和5年末までに、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討

【成果目標】

項目	数値	数値内容
【目標値】 地域生活支援拠点等の数	1箇所	国の基本指針に基づき設定 令和5年度末時点までに、上益城圏域で設置

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】
① 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績 1.27 倍以上
② 就労移行支援を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.30 倍以上
③ 就労継続支援 A 型を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.26 倍以上
④ 就労継続支援 B 型を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.23 倍以上
⑤ 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用
⑥ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上

#### 【成果目標】

項目	数 値	数 値 内 容
令和元年度の年間一般就労者数	0 人	令和元年度において福祉施設から一般就労へ移行した人の数
令和元年度の就労移行支援を通じた一般就労への移行者数	0 人	令和元年度において就労移行支援を通じた一般就労への移行した人の数
令和元年度の就労継続支援 A 型を通じた一般就労への移行者数	0 人	令和元年度末時点において就労継続支援 A 型を通じた一般就労へ移行した人の数
令和元年度の就労継続支援 B 型を通じた一般就労への移行者数	0 人	令和元年度末時点において就労継続支援 B 型を通じた一般就労へ移行した人の数
【目標値】 一般就労への移行者数	3 人	令和元年度末時点と比較した令和 5 年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労移行支援を通じた一般就労への移行者数	1 人	令和元年度末時点と比較した令和 5 年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労継続支援 A 型を通じた一般就労への移行者数	1 人	令和元年度末時点と比較した令和 5 年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労継続支援 B 型を通じた一般就労への移行者数	1 人	令和元年度末時点と比較した令和 5 年度末時点の一般就労への移行者数
【目標値】 就労定着支援事業利用者	70%	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した割合
【目標値】 就労定着率が 8 割以上の事業所数	70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### 【国の基本指針】

- ① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置
- ② 令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ③ 令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保
- ④ 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

### 【成果目標】

項目	数 値	数 値 内 容
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1箇所 (設置済)	上益城圏域で設置済み
【目標値】 保育所等訪問支援事業の実施	2箇所	上益城圏域で設置済み
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	上益城圏域で設置予定
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置	1人	上益城圏域で設置済み 協議の場については、必要に応じて設ける。 医療的ケア児に関するコーディネーターについては、令和5年度末までに1人設置を行う。

### 【活動指標】

項目	指標			指標内容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムなどの受講者数	5人	5人	5人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムなどの実施状況及び発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込を設定
【活動指標②】 ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込を設定
【活動指標③】 ピアサポートの活動への参加人数	5人	5人	5人	現状のピアサポートの活動状況及び発達障がい者等の人数を勘案し、人数の見込を設定

### ペアレントトレーニング

発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

### ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

### ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

### ピアサポート

「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

## （6）相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

### 【活動指標】

項目	指標			数値内容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 総合的・専門的な相談支援 実施有無	有	有	有	上益城圏域で実施 総合的・専門的な相談業 務の実施
【活動指標②】 相談支援事業所への訪問 による指導・助言等を通じ た人材育成の支援	1回	1回	1回	山都町内の相談支援事 業所等への訪問による 状況把握、及び指導、助 言等の回数
【活動指標③】 地域の相談機関との連携 強化の取組を実施	1回	1回	1回	相談支援定例会の実施

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【国の基本指針】

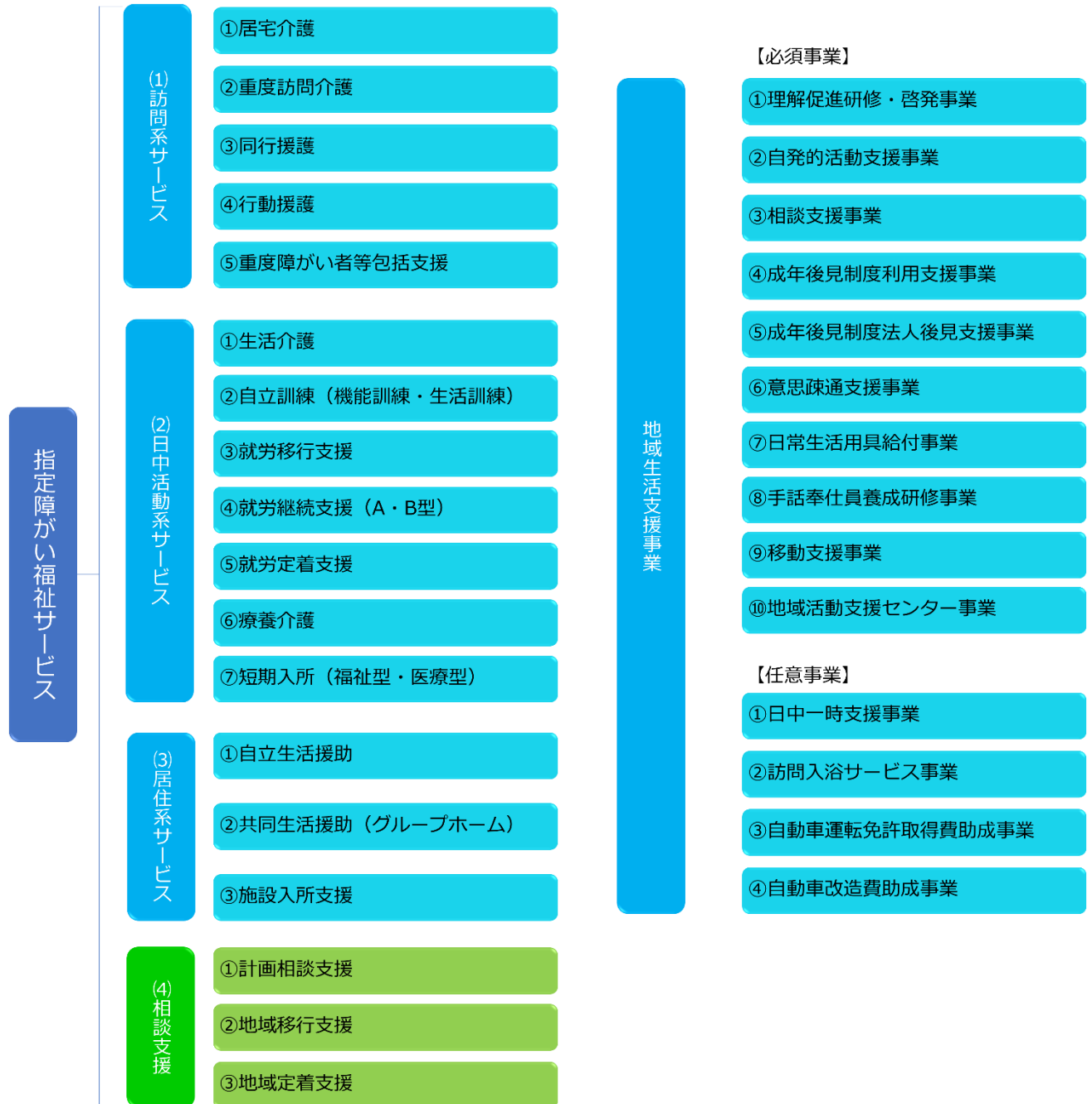
令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

### 【活動指標】

項目	数 値			数 値 内 容
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数
【活動指標②】 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の構築	無	無	無	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無と実施回数

## 2 第6期障害福祉計画サービスの見込みとその確保方策

### 障がい福祉サービス等の体系





## ●指定障がい福祉サービス

### (1) 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）	障がい者が居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助、並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護、その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うサービスです。
行動援護	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために、必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行うサービスです。
重度障がい者等包括支援	重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に行うサービスです。

#### ■訪問系サービスの見込量（総計）

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用時間/月)	188	184	166	198	220	242
利用者数(人/月)	8	8	8	9	10	11

## ① 居宅介護（ホームヘルプ）

### [必要量見込に関する国の基本指針]

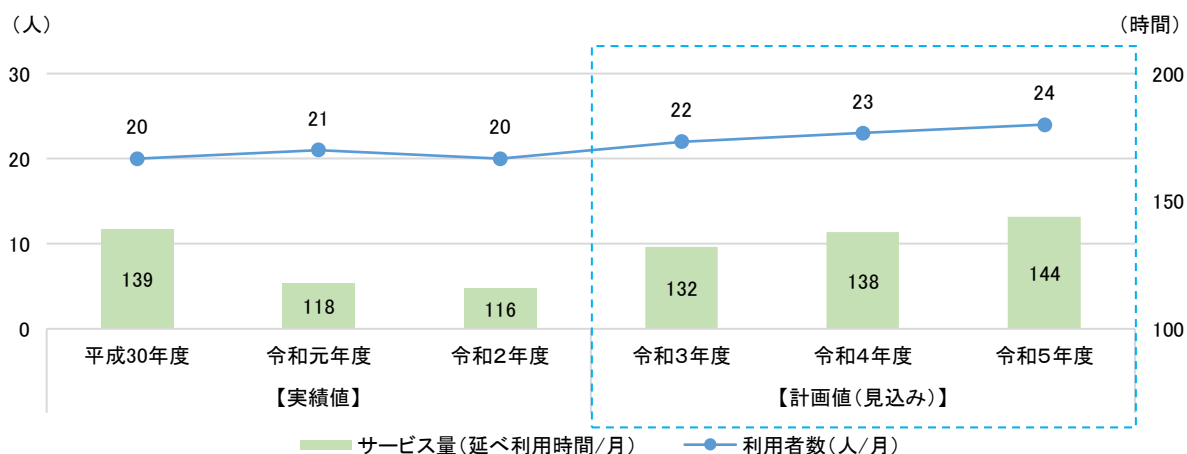
利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）、障がい者等のニーズを勘案し算出、サービス量は1人当たりの月平均6時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用時間/月)	139	118	116	132	138	144
利用者数(人/月)	20	21	20	22	23	24

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ② 重度訪問介護

### [必要量見込に関する国の基本指針]

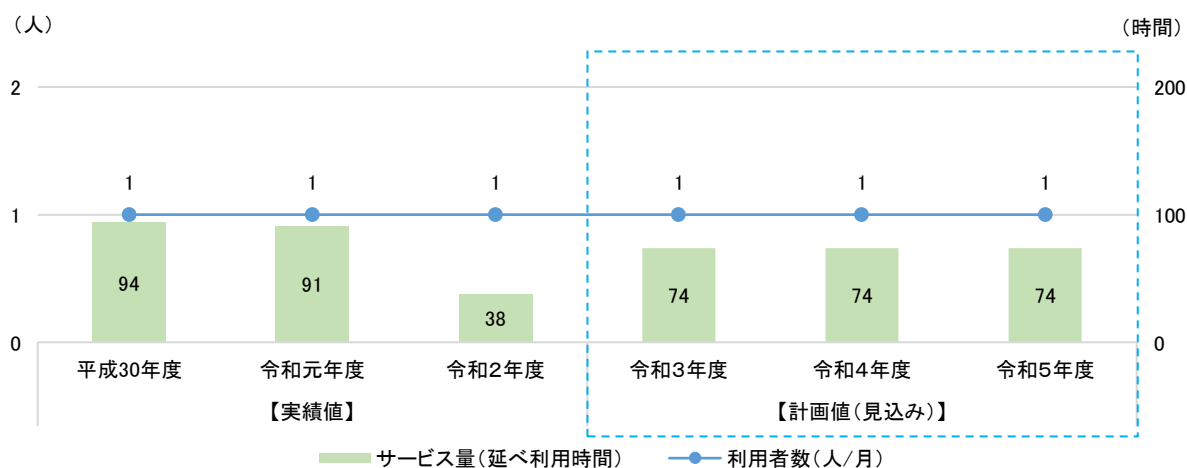
利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案し算出、サービス量は1人当たりの月平均74時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用時間/月)	94	91	38	74	74	74
利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



### ③ 同行援護

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

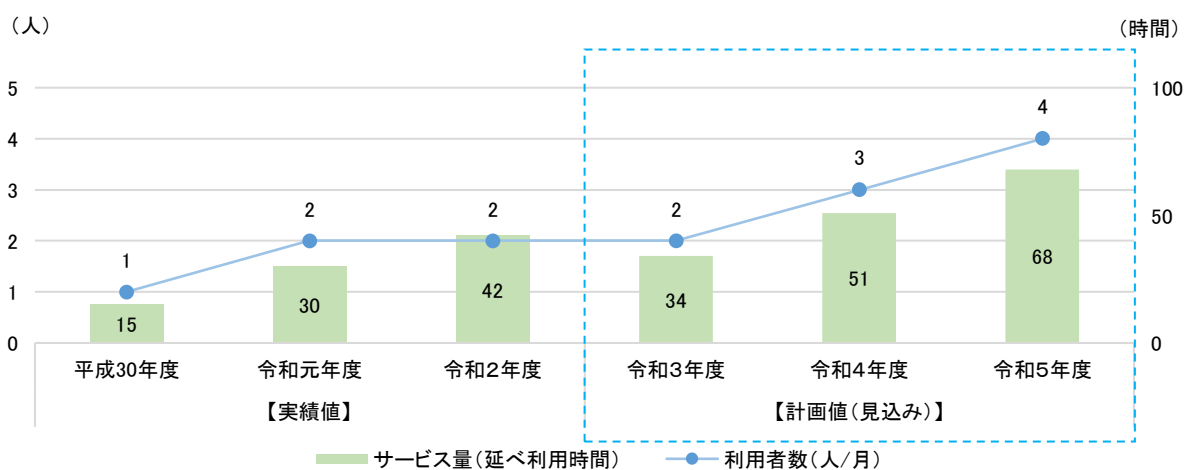
利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案し増加平均による算出、サービス量は1人当たりの月平均17時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用時間/月)	15	30	42	34	51	68
利用者数(人/月)	1	2	2	2	3	4

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



#### ④ 行動援護

##### [必要量見込に関する国の基本指針]

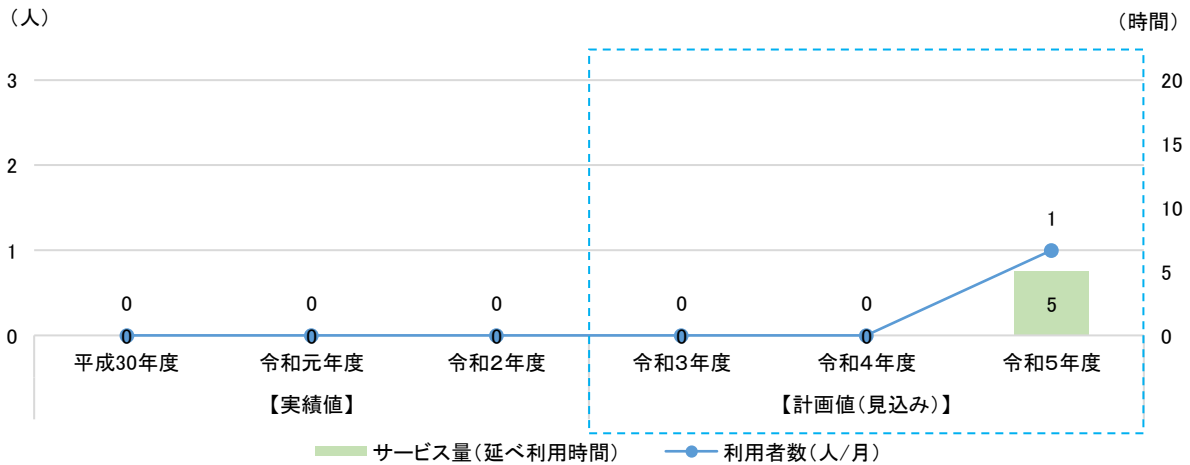
利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定。

##### [実績値及び計画値（見込み）]

これまでの利用実績はありませんでしたが、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和5年度に利用者数を1人見込み、サービス量は月当たり5時間と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用時間/月)	0	0	0	0	0	5
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑤ 重度障がい者等包括支援

### [必要量見込に関する国の基本指針]

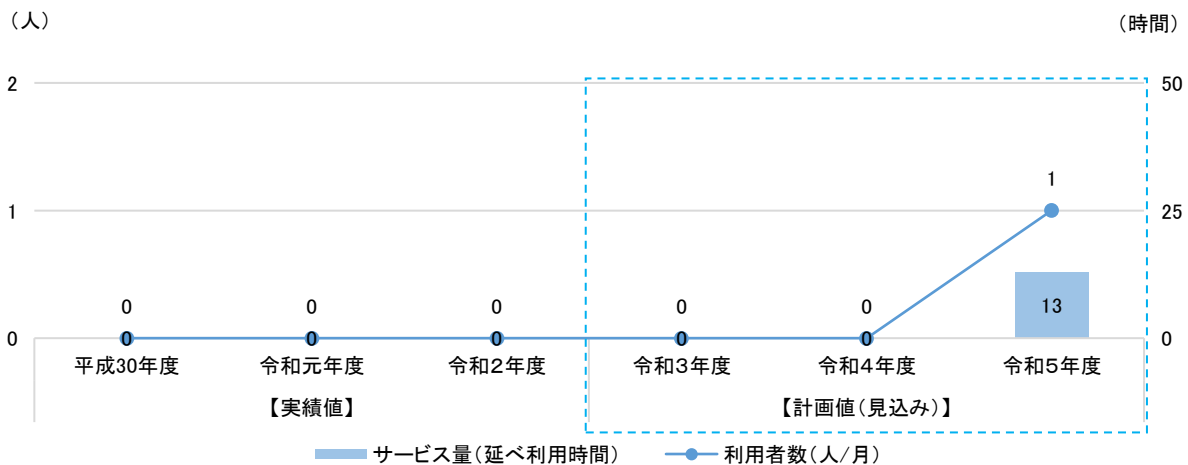
利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

令和2年度の利用実績はありませんでしたが、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和5年度の利用者数を1人見込み、サービス量は1人当たりの月平均13時間を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用時間/月)	0	0	0	0	0	13
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



### 【訪問系サービスの見込量に対する確保方策】

- \* 今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため、事業所の新規参入を働きかけ、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。
- \* 利用者自身が自らの障がいの状況等に応じた事業所を選択できるよう、事業者情報の提供に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

#### [サービスの内容]

常に介護を必要とする方に、主に昼間、障がい者支援施設などにおいて行われる入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

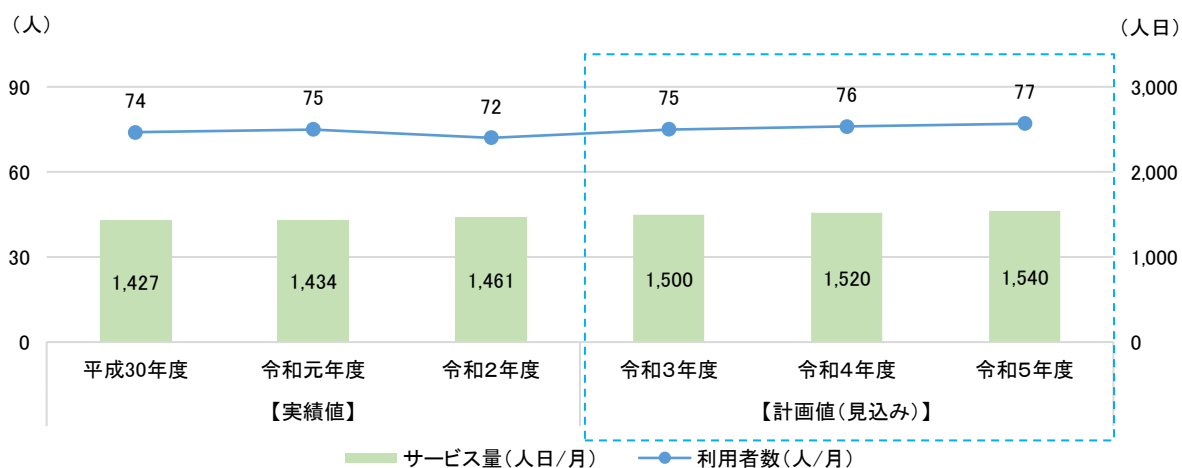
利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数と量の見込を設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し算出、サービス量は1人当たりの月平均20日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	1,427	1,434	1,461	1,500	1,520	1,540
利用者数(人/月)	74	75	72	75	76	77

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ②-1 自立訓練（機能訓練）

### [サービスの内容]

地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

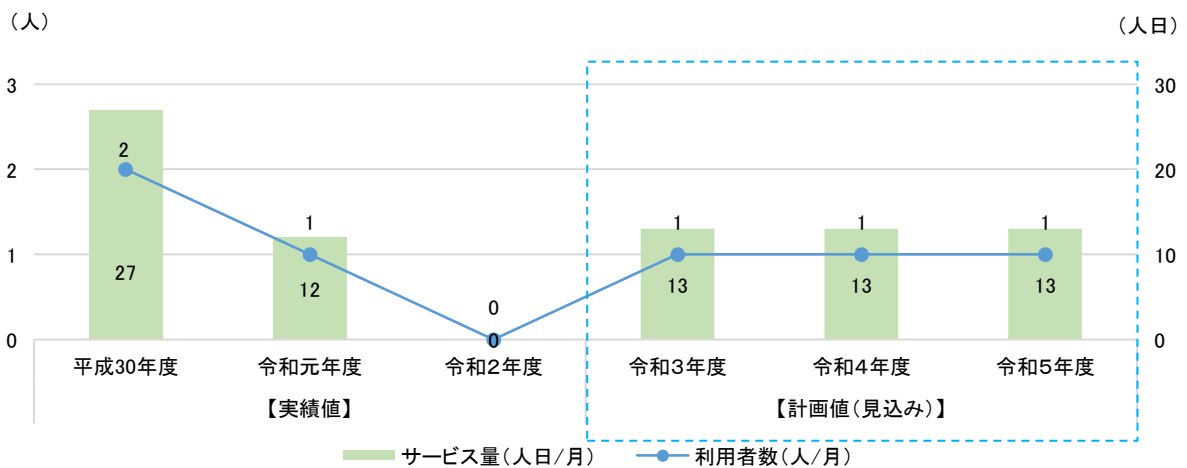
利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数と量の見込を設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

令和2年度の利用実績はありませんでしたが、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和3年度から利用者数を1人見込み、サービス量は1人当たりの月平均13日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	27	12	0	13	13	13
利用者数(人/月)	2	1	0	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値





## ②-2 自立訓練（生活訓練）

### [サービスの内容]

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

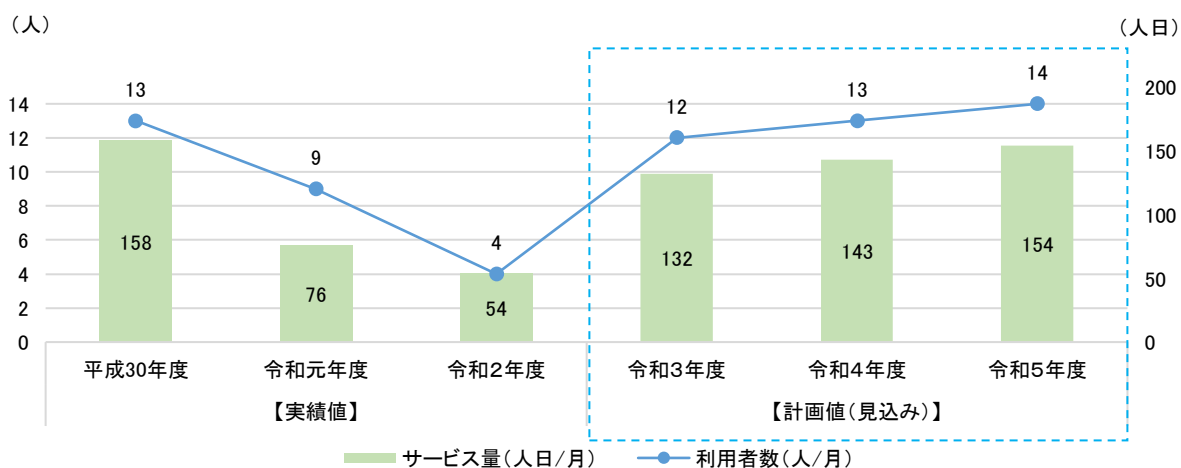
利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数と量の見込を設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は減少傾向にありましたが、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和5年度の利用者数を14人と見込み、サービス量は1人当たりの月平均11日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	158	76	54	132	143	154
利用者数(人/月)	13	9	4	12	13	14

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



### ③ 就労移行支援

#### [サービスの内容]

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

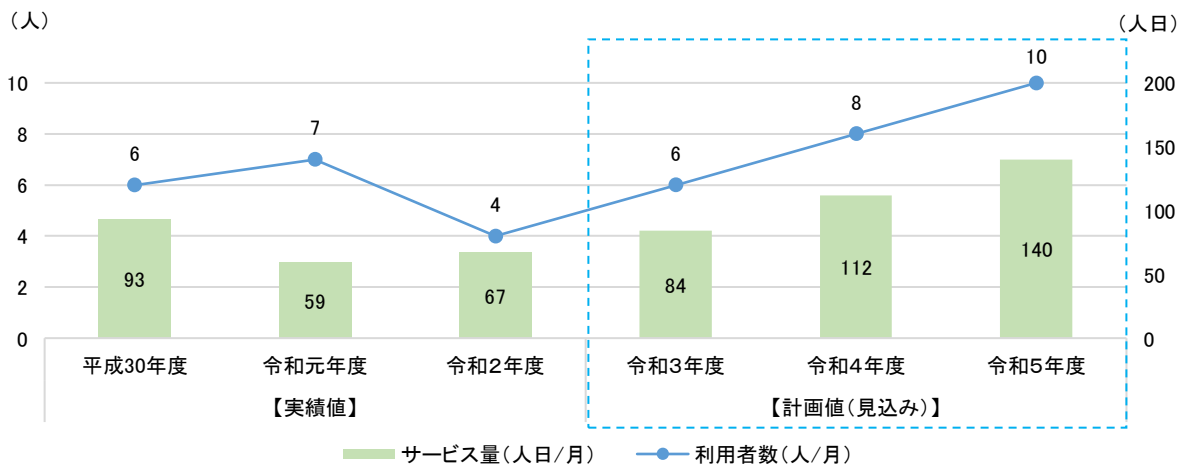
利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者など、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な 1 人当たり利用量などを勘案して、利用者数と量の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）による算出及び福祉施設の利用者の一般就労への移行者数を勘案し、令和 5 年度に利用者数を 10 人と見込み、サービス量は 1 人当たりの月平均 18 日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
サービス量(延べ利用日数/月)	93	59	67	84	112	140
利用者数(人/月)	6	7	4	6	8	10

※実績値の平成 30 年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



#### ④-1 就労継続支援（A型）

##### [サービスの内容]

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

##### [必要量見込に関する国の基本指針]

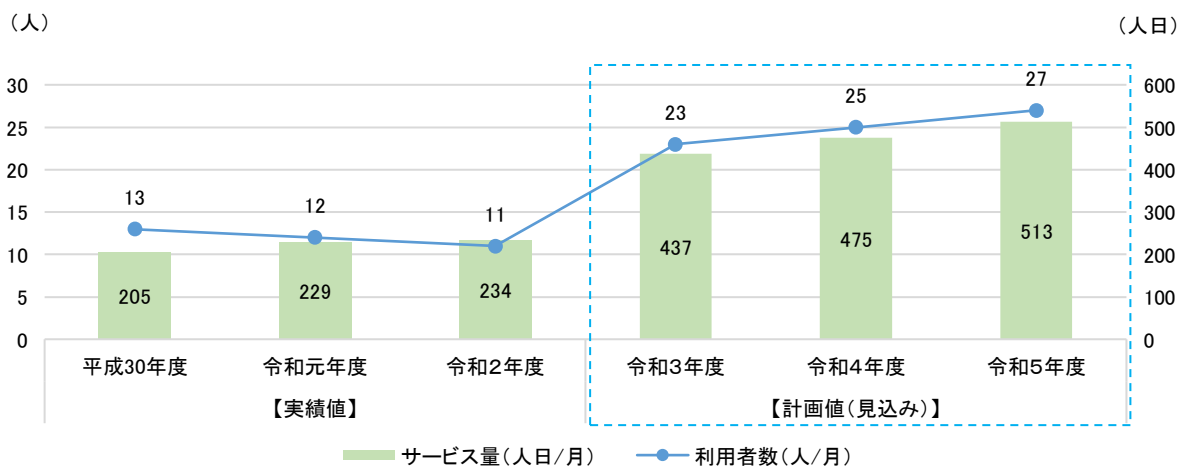
利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量、地域の雇用情勢などを勘案して、利用者数と量の見込みを設定。

##### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は減少傾向にありましたが、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案して設定し、サービス量は1人当たりの月平均19日を利用者数に乘じ設定しました。なお、計画期間中に新たに本サービスの事業所が開業予定であることから、利用者の増加を勘案して設定しています。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	205	229	234	437	475	513
利用者数(人/月)	13	12	11	23	25	27

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ④-2 就労継続支援（B型）

### [サービスの内容]

企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

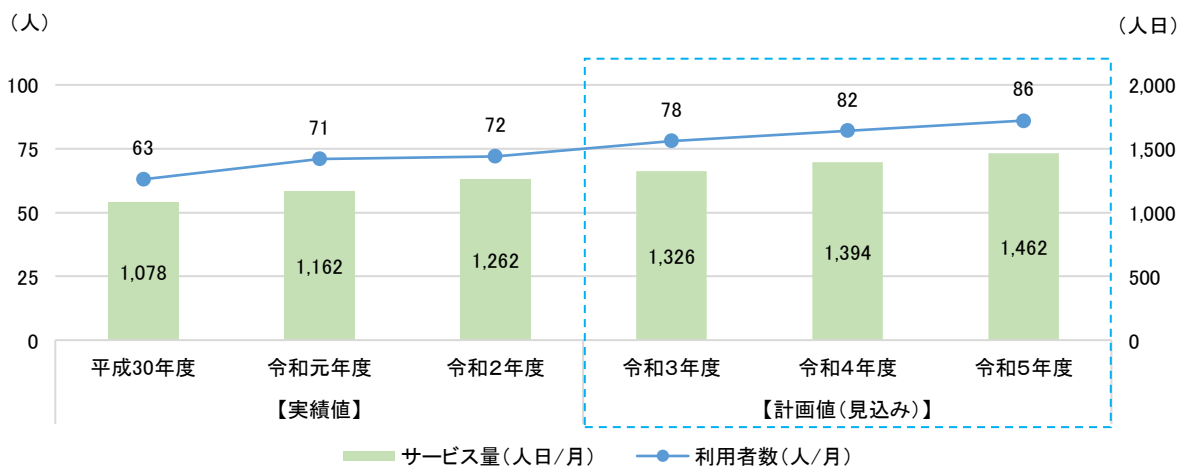
利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量、地域の雇用情勢などを勘案して、利用者数と量の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案し算出、サービス量は1人当たりの月平均17日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	1,078	1,162	1,262	1,326	1,394	1,462
利用者数(人/月)	63	71	72	78	82	86

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均值、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑤ 就労定着支援

### [サービスの内容]

一般就労している障がい者が職場に定着できるよう、生活面を含め、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

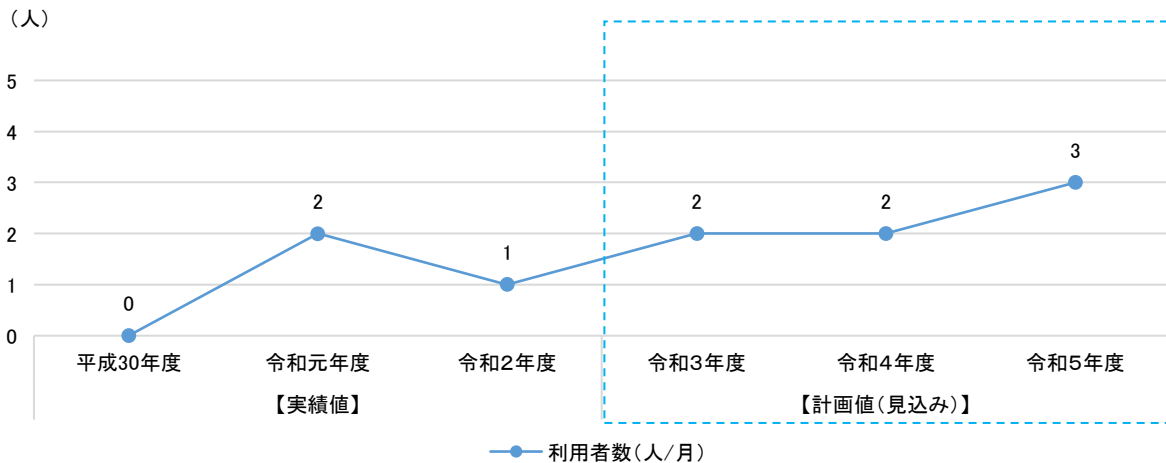
障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数を勘案し算出し、令和5年度の見込みを3人と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	0	2	1	2	2	3

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑥ 療養介護

### [サービスの内容]

医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

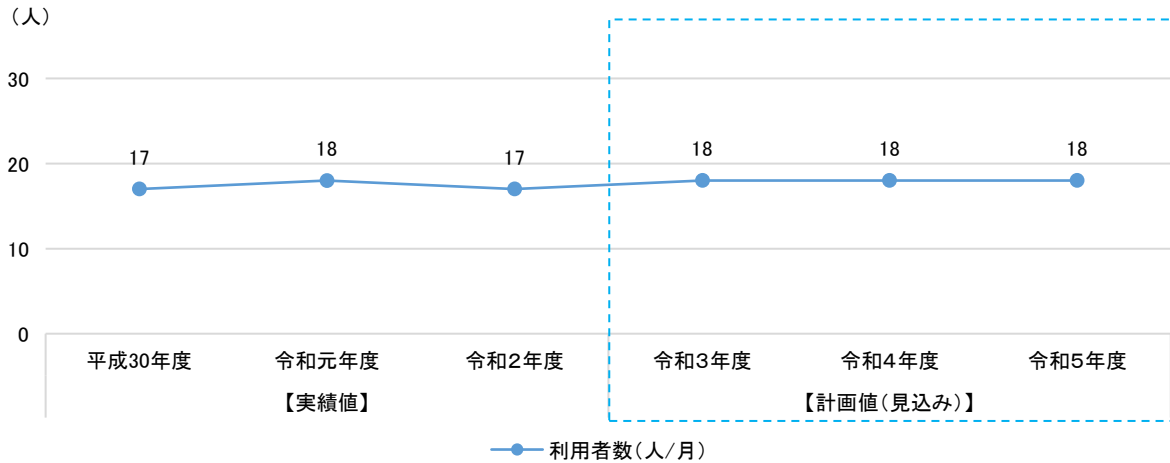
障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数を勘案して算出し、令和3年度から18人を見込みました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	17	18	17	18	18	18

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑦ 短期入所（ショートステイ）

### [サービスの内容]

自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、施設への短期間の入所が必要な障がい者を施設に短期間入所させ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

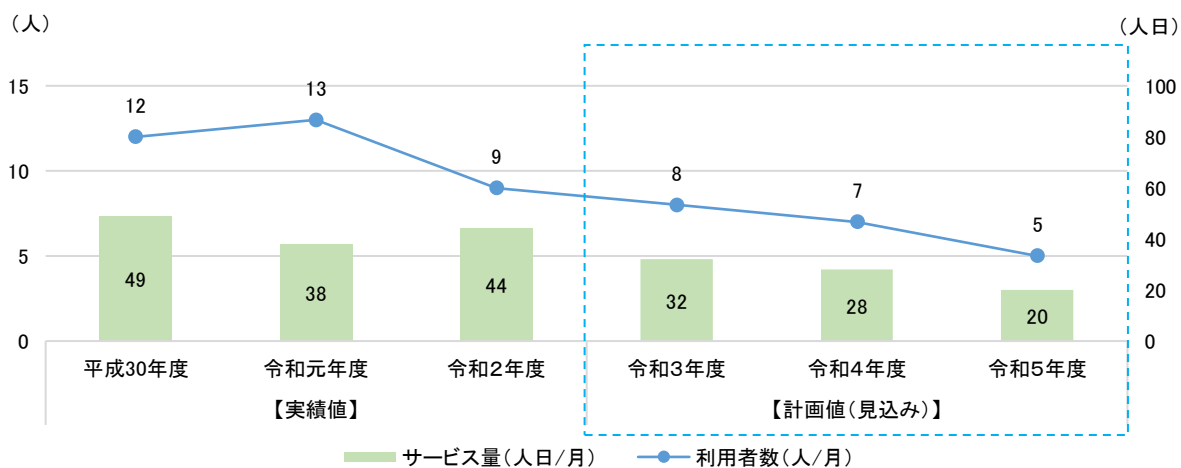
利用している者の数、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案し、令和5年度に5人を見込みました。サービス量は1人当たりの月平均4日を利用者数に乘じ設定しました。

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	49	38	44	32	28	20
利用者数(人/月)	12	13	9	8	7	5

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



### 【日中活動系サービスの見込量に対する確保方策】

- \* サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。
- \* より質の高いサービスが提供できるように、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等に努めます。
- \* 重症心身障がい者や医療的ケアが必要な利用者に対応できるサービス等、町内での事業所確保が難しい事業については、広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービス量を確保します。
- \* ジョブコーチの養成確保等により、障がい者が働きやすい環境の構築を図ります。
- \* 一般就労を目指す障がい者が適切な支援を受け、一般就労につながっていくよう、就労移行支援の利用を促進するための周知・啓発に努めます。
- \* 県や障がい者職業センター、ハローワーク、特別支援学校、就労移行支援事業者、企業等など、就労関係団体・機関との連携を強化し、就労支援ネットワークの構築・強化に努めながら必要な事業所の利用につなげていきます。



### (3) 居住系サービス

#### ① 自立生活援助

##### [サービスの内容]

施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題や体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

##### [必要量見込に関する国の基本指針]

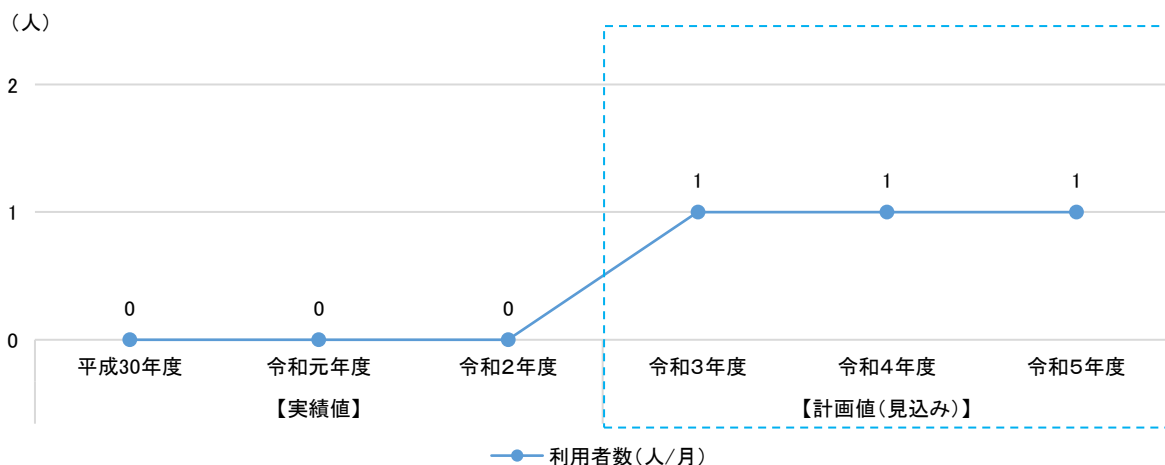
単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

##### [実績値及び計画値（見込み）]

これまでの利用実績はありませんが、新たな利用意向に対応できるよう、令和3年度から利用者数を1人見込み、設定しました。

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ② 共同生活援助（グループホーム）

### [サービスの内容]

就労、または就労継続支援などの日中活動を利用している障がいのある人が、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて援助を行います。主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

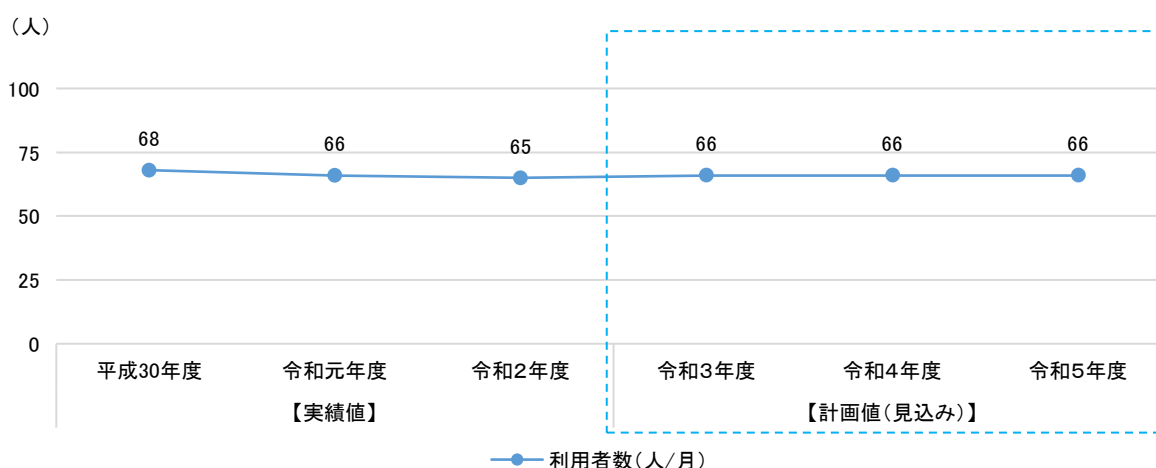
利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案し算出しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	68	66	65	66	66	66

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



### ③ 施設入所支援

#### [サービスの内容]

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

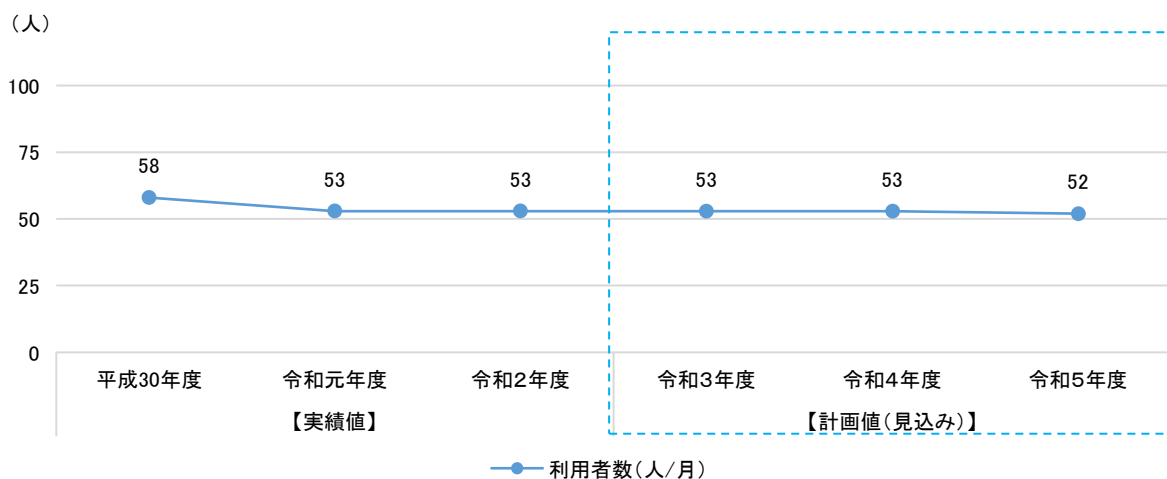
令和元年度末時点の施設入所者数を基礎とし、施設入所者の地域生活への移行者数を控除したうえで、グループホームなどでの対応が困難な者の利用といった、真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は、福祉施設入所者の地域生活への移行に対応するため、令和5年度の利用者数を52人と設定しました。

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	58	53	53	53	53	52

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



### 【居住系サービスの見込量に対する確保方策】

- \* 今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、受け皿のひとつとなるグループホームの整備を今後も推進していきます。
- \* サービスの内容等について、情報の把握と利用者への周知に努めるとともに、関係事業者との調整・連携等を進め、必要なサービス量の確保を図ります。
- \* 施設入所支援については、入所者の地域生活への移行を推進するとともに、真に入所サービスを必要とする障がい者が利用できるよう、サービス事業者と連携を図っていきます。

## (4) 相談支援

### ① 計画相談支援

#### [サービスの内容]

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成します。また、支給決定後にも、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

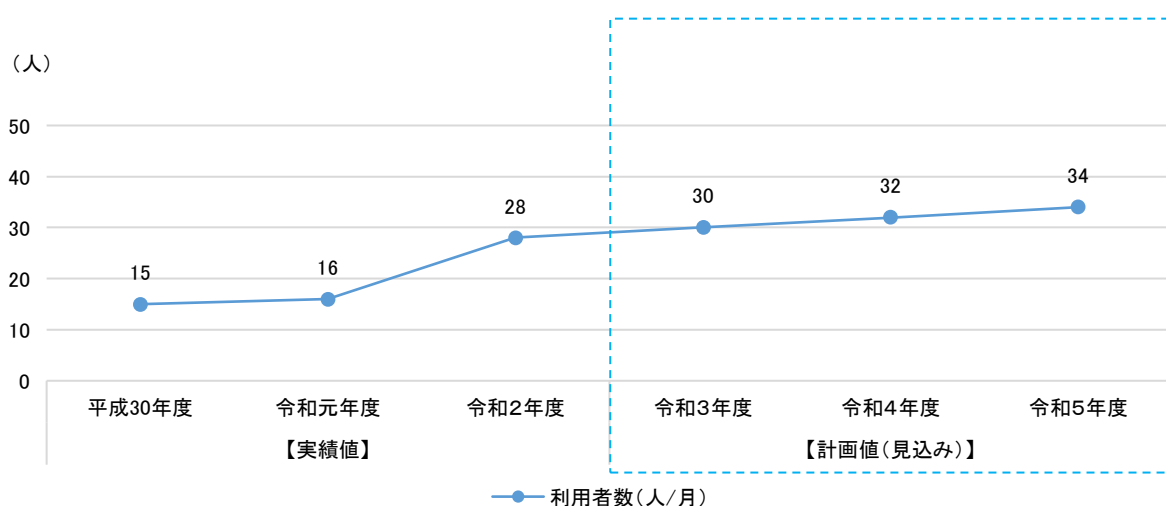
障がい福祉サービスと地域相談支援の利用者数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案し算出しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	15	16	28	30	32	34

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ② 地域移行支援

### [サービスの内容]

施設入所の障がい者及び入院中の精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

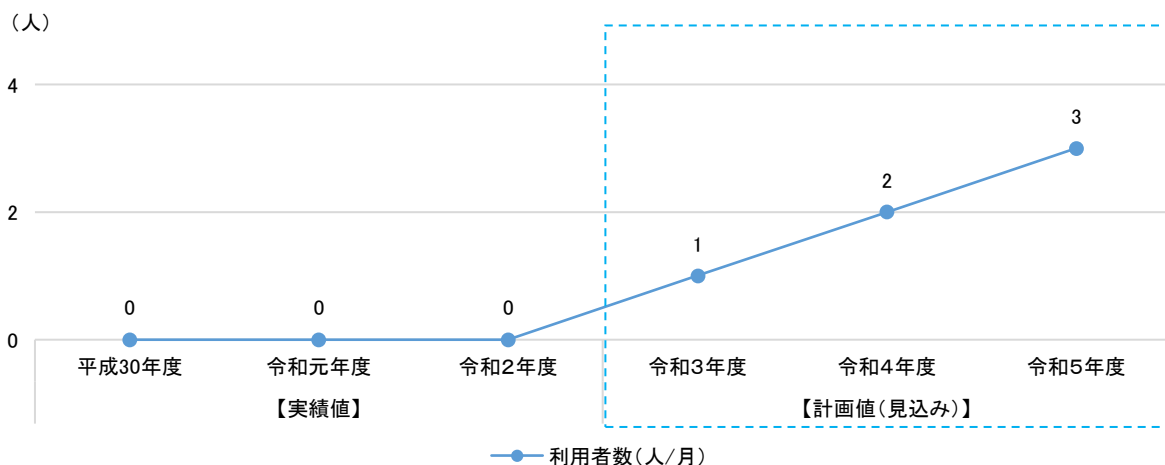
設定にあたっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は、入所施設から地域生活に移行の成果目標に沿って設定しました。

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	0	0	0	1	2	3

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



### ③ 地域定着支援

#### [サービスの内容]

一人暮らし等の障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等への対応を行います。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

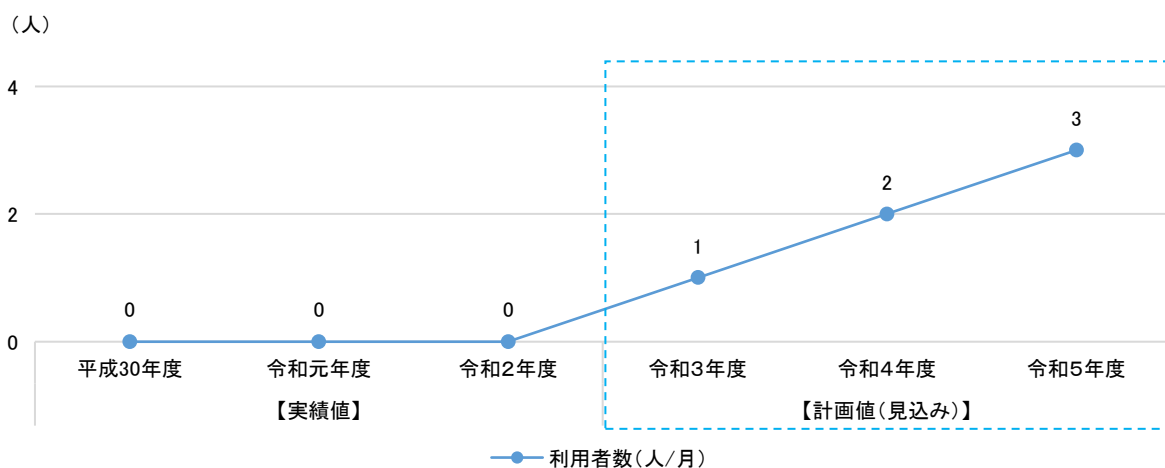
単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数などを勘案して、利用者数の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

これまで利用実績はありませんが、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、設定しました。

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	0	0	0	1	2	3

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



### 【相談支援の見込量に対する確保方策】

- \* 身近な地域で相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の拡充を図るとともに、相談体制の強化を図ります。
- \* 県等との連携により、相談支援専門員の育成に協力していきます。
- \* 相談支援事業所と連携して周知を図り、活用を促進していきます。
- \* 入院・入所している障がい者の、退院・退所後の地域での生活の不安を解消し、スムーズに地域生活へ移行できるよう、関連事業所と連携します。



## ● 地域生活支援事業

### 【必須事業】

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### [サービスの内容]

障がいのある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会や啓発活動等を行います。

##### [実績値及び計画値（見込み）]

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施有無	実施なし	実施なし	実施なし	実施あり	実施あり	実施あり

※実績値の平成 30 年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は 10 月末時点の平均値

#### ② 自発的活動支援事業

##### [サービスの内容]

障がいのある方、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。

##### [実績値及び計画値（見込み）]

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施有無	実施なし	実施なし	実施なし	実施あり	実施あり	実施あり

※実績値の平成 30 年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は 10 月末時点の平均値

### ③ 相談支援事業

#### ● 障がい者相談支援事業

##### [サービスの内容]

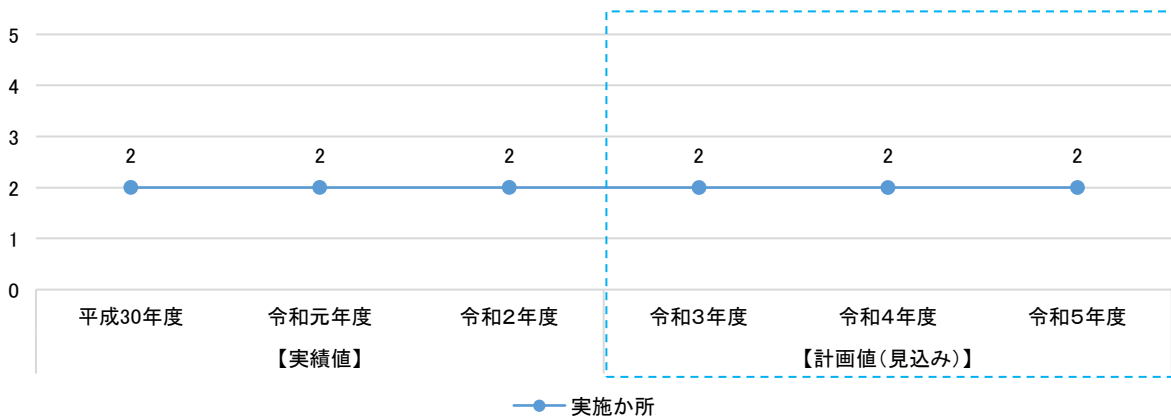
地域の障がい者などを取り巻く福祉環境の問題に対し、障がい者や障がい児の保護者、または障がい者などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、サービス提供事業者等との連絡調整などを総合的に行うサービスです。

##### [実績値及び計画値（見込み）]

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所(か所)	2	2	2	2	2	2

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は10月末時点の平均値

(か所)



#### ④ 成年後見制度利用支援事業

##### [サービスの内容]

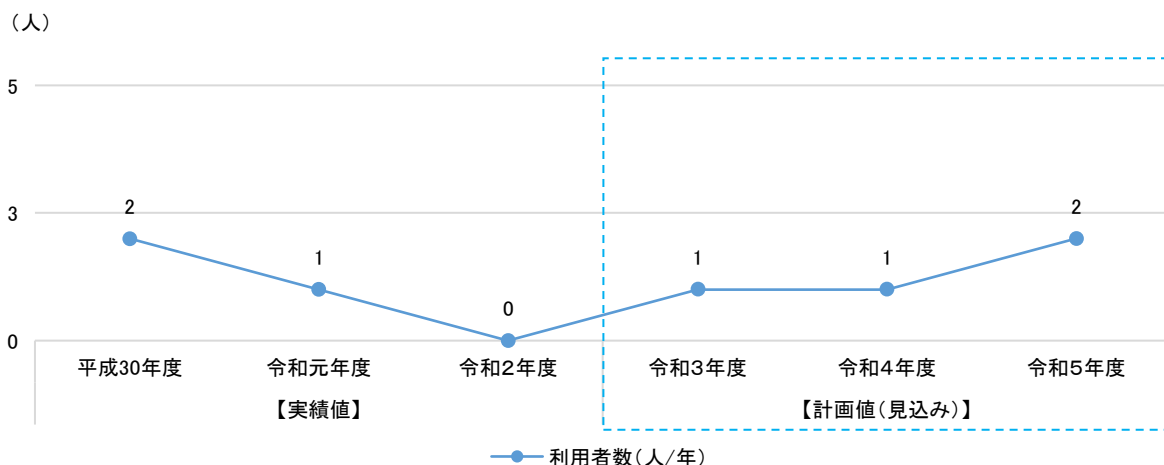
知的障がい・精神障がいのある人で判断能力が不十分な人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

##### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は減少傾向にありましたが、新たな利用意向に対応できるよう、令和5年度に利用者数を2人見込み、設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	2	1	0	1	1	2

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

### [サービスの内容]

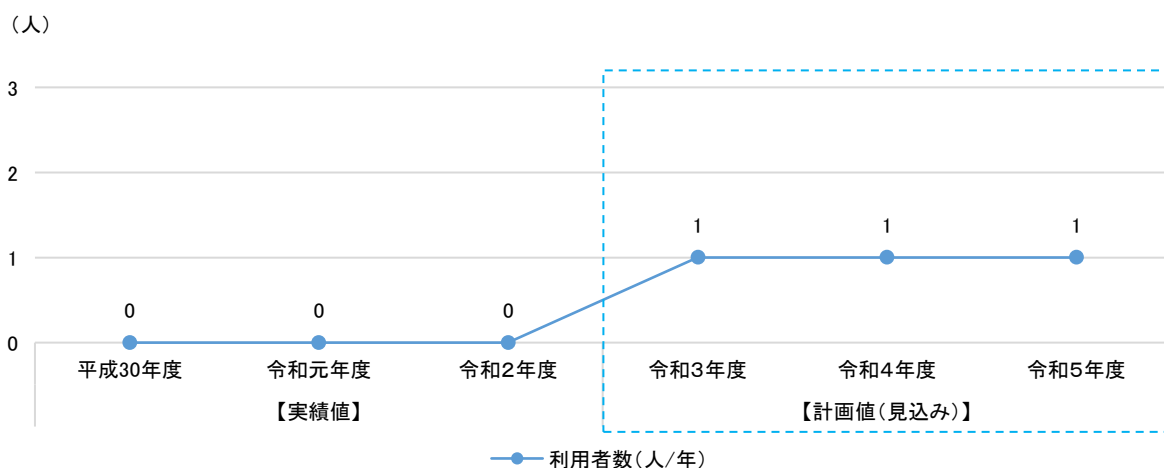
成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる体制を整備するとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

### [実績値及び計画値（見込み）]

これまでの利用実績はありませんが、新たな利用意向に対応できるよう、令和3年度から利用者数を1人見込み、設定しました。

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	0	0	0	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑥ 意思疎通支援事業

### [サービスの内容]

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

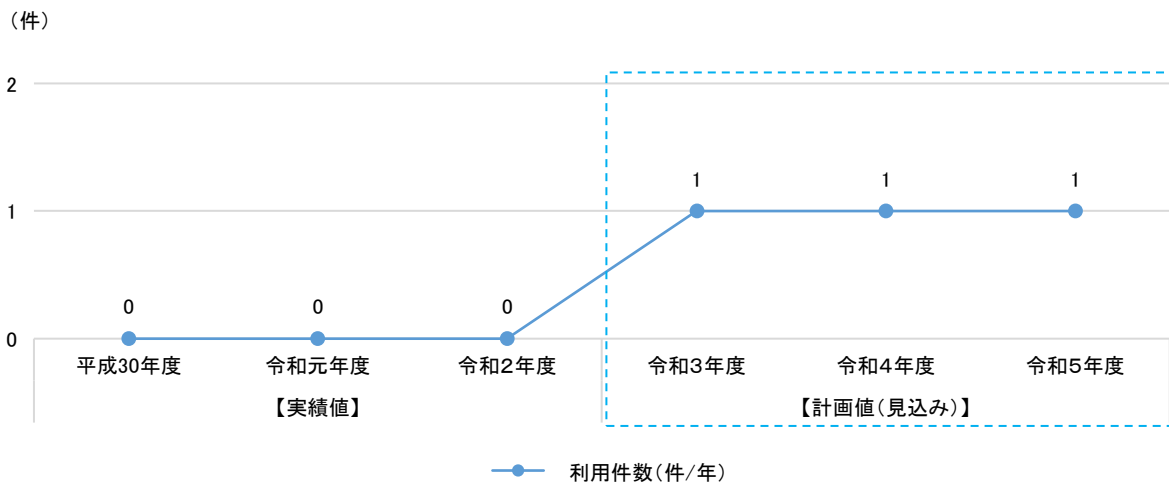
本町では、意思疎通支援事業として、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を行っています。

### [実績値及び計画値（見込み）]

これまでの利用実績はありませんが、新たな利用意向に対応できるよう、令和3年度から利用件数を1件見込み、設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数(件/年)	0	0	0	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑦ 日常生活用具給付等事業

### [サービスの内容]

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

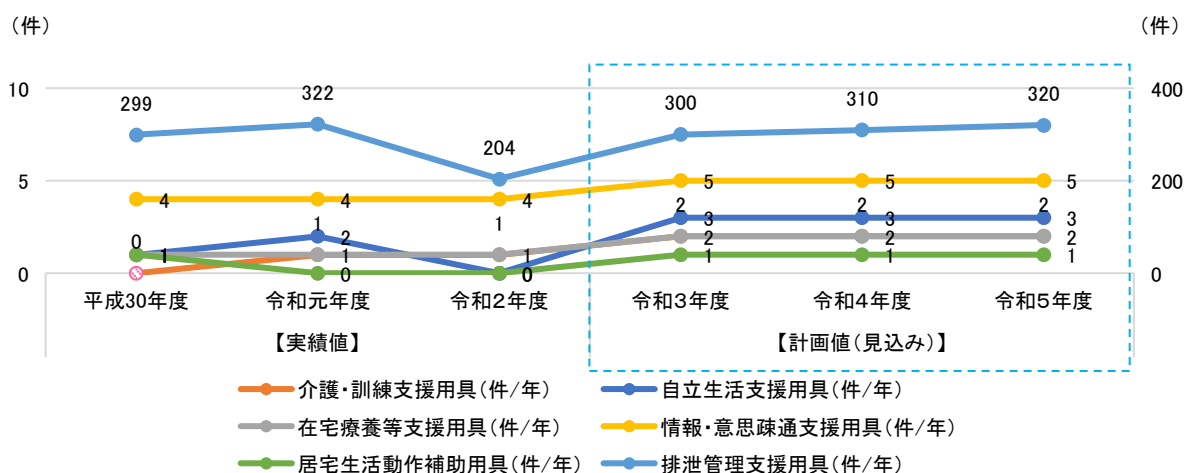
介護・訓練支援用具／自立生活支援用具／在宅療養等支援用具／情報・意思疎通支援用具／排泄管理支援用具／居宅生活動作補助用具

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、計画最終年度の令和5年度の計画値（見込み）は、これまでの利用実績に基づき、介護・訓練支援用具利用者2件、自立生活支援用具利用者3件、在宅療養等支援用具2件、情報・意思疎通支援用具5件、排泄管理支援用具利用者320件、居宅生活動作補助用具1件と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具(件/年)	0	1	1	2	2	2
自立生活支援用具(件/年)	1	2	0	3	3	3
在宅療養等支援用具(件/年)	1	1	1	2	2	2
情報・意思疎通支援用具(件/年)	4	4	4	5	5	5
排泄管理支援用具(件/年)	299	322	204	300	310	320
居宅生活動作補助用具(件/年)	1	0	0	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑧ 移動支援事業

### [サービスの内容]

移動支援事業とは、1人で外出することが困難な障がい者のために、日常生活における必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のために必要な外出移動の介護を行うサービスです。

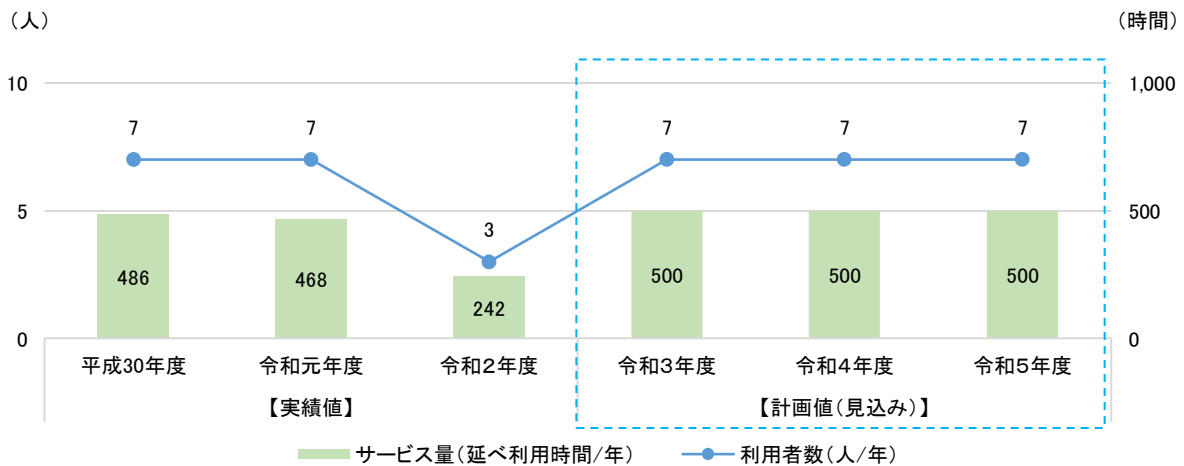
具体的には、個別移動支援やグループ移動支援があり、障がい者等において、外出時に移動の支援が必要と認められた方が対象となります。

### [実績値及び計画値（見込み）]

計画最終年度の令和5年度の計画値（見込み）は、これまでの利用実績に基づき、利用者数7人と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用時間/年)	486	468	242	500	500	500
利用者数(人/年)	7	7	3	7	7	7

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑨ 地域活動支援センター事業

### [サービスの内容]

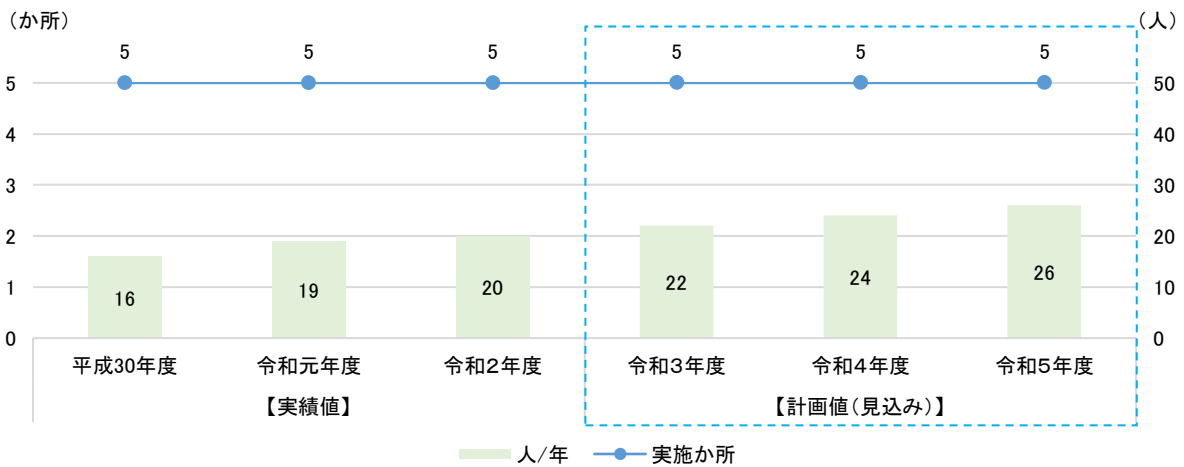
地域包括支援センター事業とは、障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を提供する事業です。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）に基づき増加平均により算出し、設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	5	5	5	5	5	5
利用者数(人/年)	16	19	20	22	24	26

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値  
 ※本事業は上益城圏域5町で共同実施しているものであり、圏域内に5か所設置している  
 （うち本町内で2か所）





### 【サービスの見込量に対する確保方策】

- \* 今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、受け皿のひとつとなるグループホームの整備を今後も推進していきます。
- \* サービスの内容等について、情報の把握と利用者への周知に努めるとともに、関係事業者との調整・連携等を進め、必要なサービス量の確保を図ります。
- \* 施設入所支援については、入所者の地域生活への移行を推進するとともに、真に入所サービスを必要とする障がい者が利用できるよう、サービス事業者と連携を図っていきます。
- \* 障がいがある人の地域生活を支援するため、上益城圏域地域自立支援協議会を中心に地域で障がい者（児）を支えるネットワークの連携を強化します。

## 【任意事業】

### ① 日中一時支援事業

#### 【サービスの内容】

障がい者や障がい児を一時的に預かり、障がい者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うことを目的とする事業です。

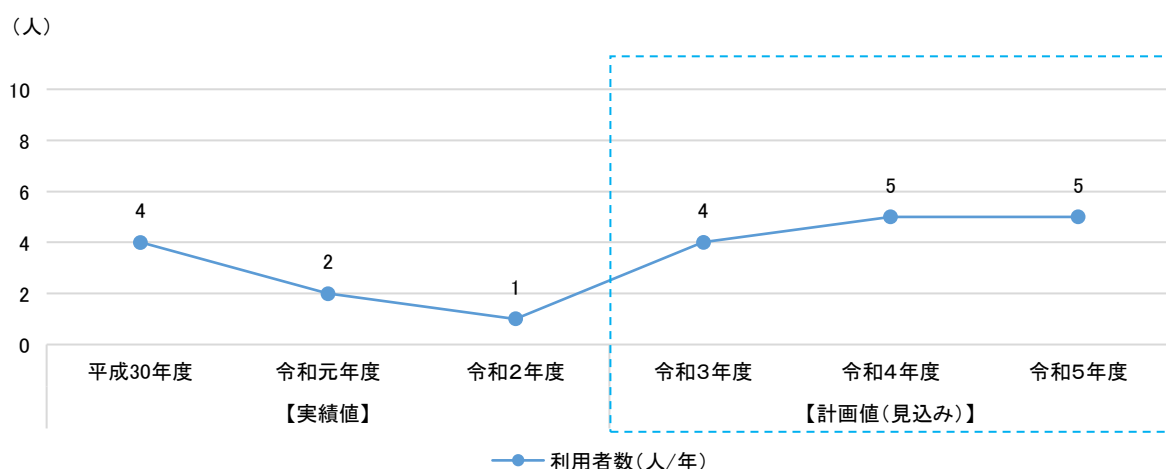
具体的には、日中に障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、必要に応じて送迎サービスや、その他適切な支援を行います。

#### 【実績値及び計画値（見込み）】

利用者数は減少傾向にありましたが、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、令和5年度の利用者数を5人と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	4	2	1	4	5	5

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ② 訪問入浴サービス事業

### [サービスの内容]

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。

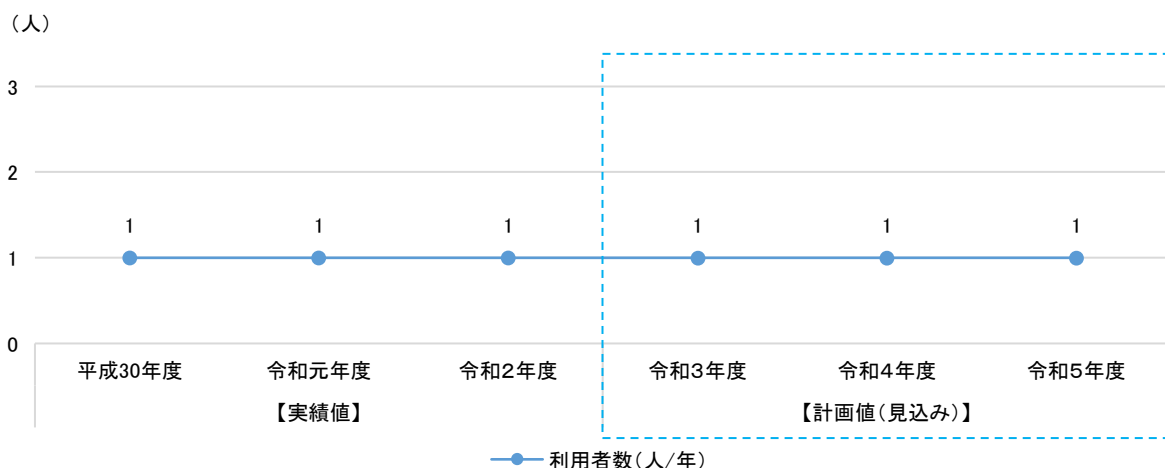
具体的には、看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護などを行います。

### [実績値及び計画値（見込み）]

利用実績傾向から、引き続き1人を見込み、設定しました。

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	1	1	1	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



### ③ 自動車運転免許取得費助成事業・④自動車改造費助成事業

#### [サービスの内容]

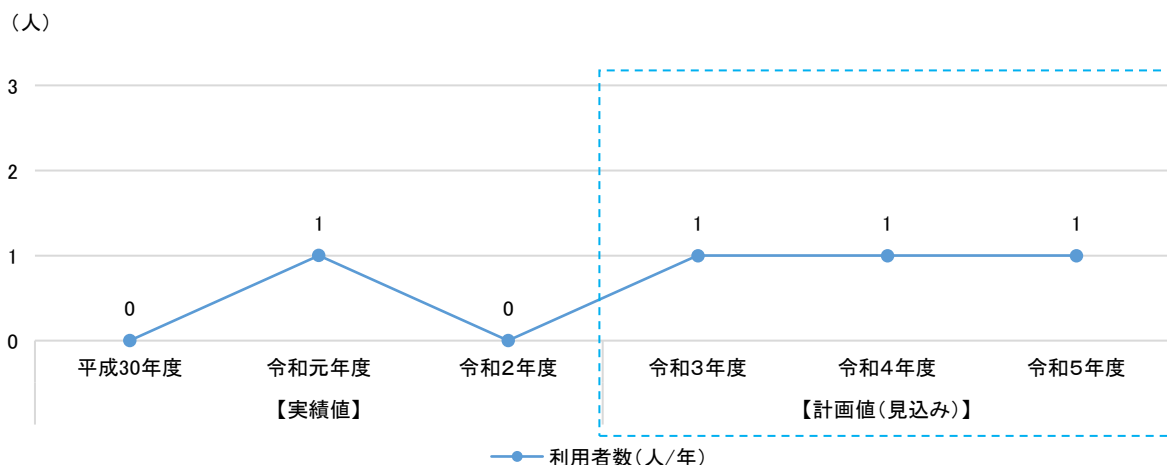
障がい者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。また、重度の身体障がい者が就労などの目的で、自己所有の自動車を運転するため、手ブレーキ・手動アクセル・ハンドルへ旋回装置などの取付け等の改造が必要となる場合に、改造経費の一部を助成します。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

これまでの利用実績は令和元年度の1件のみでしたが、新たな利用意向に対応できるよう、令和3年度からも1件見込み、設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数(人/年)	0	1	0	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値

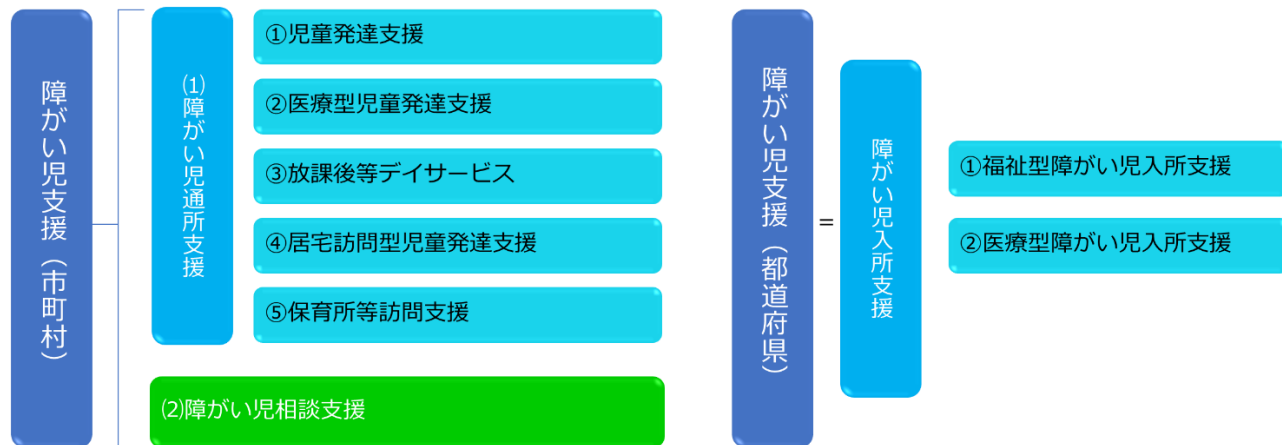


### 【地域活動支援事業の見込量に対する確保方策】

- \* 成年後見制度活用パンフレット等による制度の周知を図るとともに、制度利用に関わる関係機関と連携し、制度利用が必要な人への利用につながるよう努めます。
- \* 手話通訳者派遣の需要に対しては、県との連携等により、引き続き必要なサービス量を確保します。
- \* 利用希望者の把握に努めるとともに、障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。
- \* 利用ニーズの適切な把握に努め、町内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。
- \* 地域活動支援センターについては、障がい特性に応じて活動ができる場として、利用者のニーズ等を踏まえ、働く場や、重度障がいのある人の創作活動等日中活動の場の確保を図るとともに、積極的に利用者の社会参加の促進を行い、地域生活を支援する体制強化を図ります。
- \* 日中一時支援事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業については、利用ニーズは今後も増加すると考えられることから、介護者である家族の支援として必要な人へ適切に提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。

### 3 第2期障害児福祉計画サービスの見込みとその確保策

#### 障がい児通所支援等の体系



## (1) 障がい児通所支援

### ① 児童発達支援

#### [サービスの内容]

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

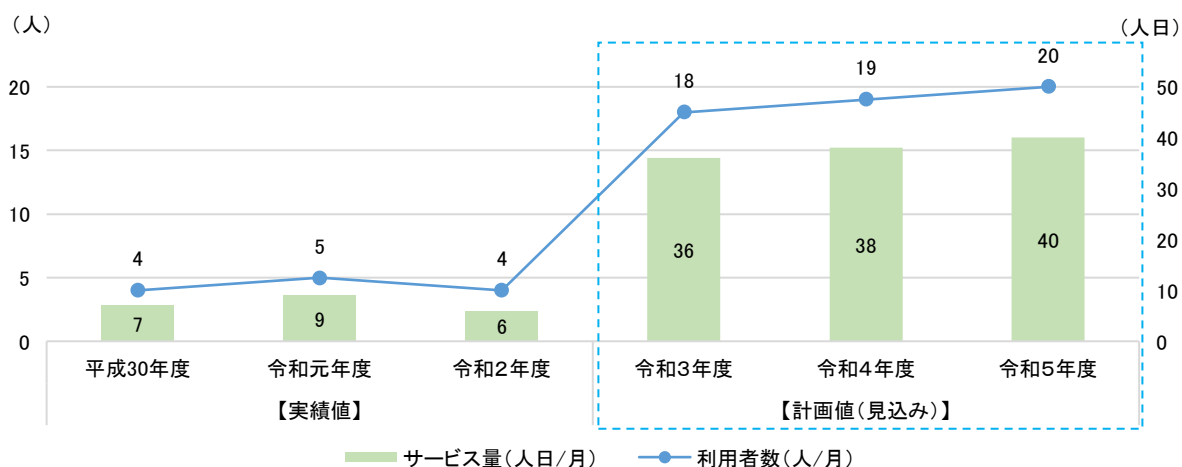
地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援などの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用者数と量の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）、障がい児等のニーズを勘案して設定し、サービス量は1人当たりの月平均2時間を利用者数に乘じ設定しました。なお、令和3年度に新たに本サービスを町内で実施する予定の事業所があることから、利用者の増加を勘案して設定しています。

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	7	9	6	36	38	40
利用者数(人/月)	4	5	4	18	19	20

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均值、令和2年度は9月末時点の平均値



## ② 医療型児童発達支援

### [サービスの内容]

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

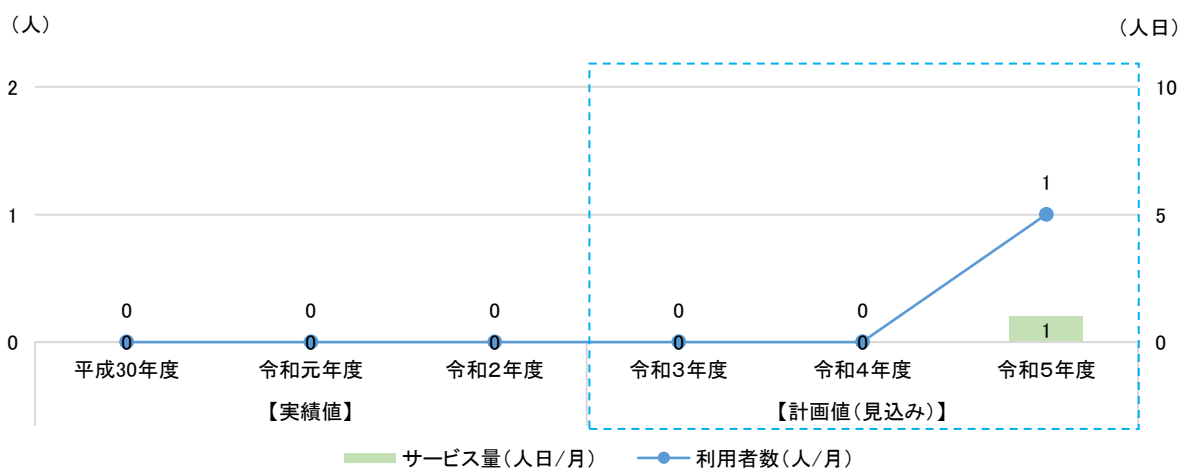
地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援などの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

これまでの利用実績はありませんが、新たな利用意向に対応できるよう、令和5年度に利用者数を1人見込み、設定しました。

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	0	0	0	0	0	1
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値





### ③ 放課後等デイサービス

#### [サービスの内容]

学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行います。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

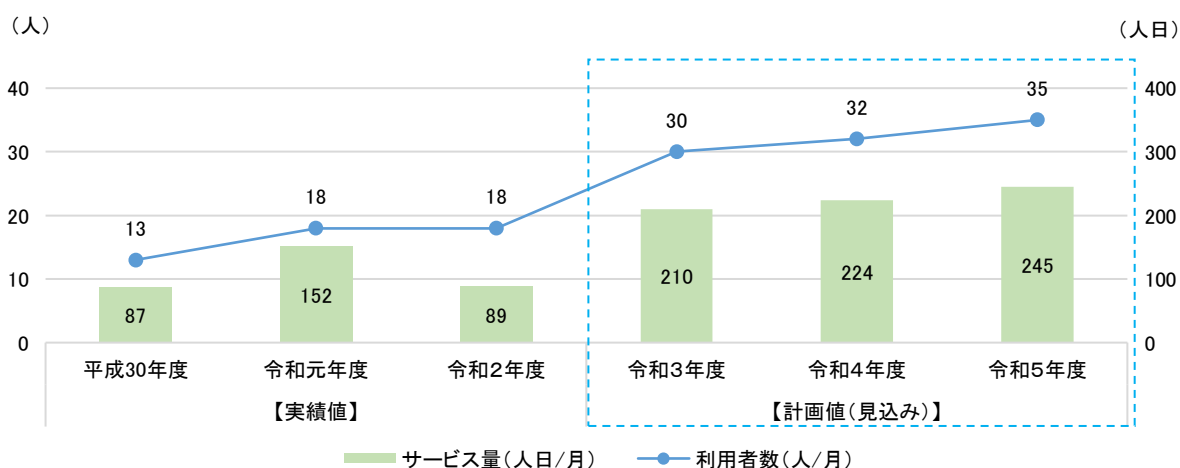
地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援などの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）を勘案して設定し、サービス量は1人当たりの月平均7日を利用者数に乘じ設定しました。なお、令和3年度に新たに本サービスを町内で実施する予定の事業所があることから、利用者の増加を勘案して設定しています。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	87	152	89	210	224	245
利用者数(人/月)	13	18	18	30	32	35

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



#### ④ 居宅訪問型児童発達支援

##### [サービスの内容]

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

##### [必要量見込に関する国の基本指針]

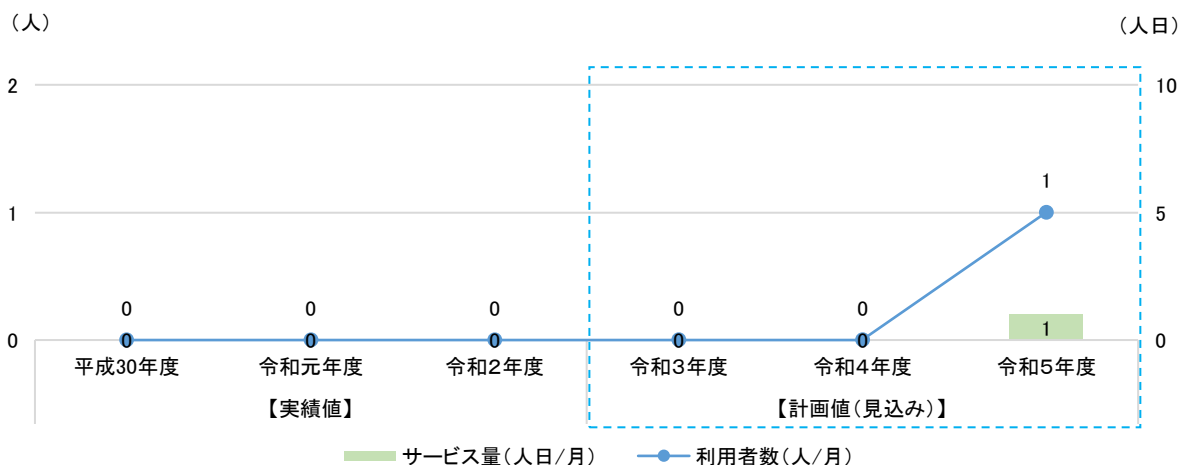
地域における児童の数の推移、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

##### [実績値及び計画値（見込み）]

これまでの利用実績はありませんが、新たな利用意向に対応できるよう、令和5年度に利用者数を1人見込み、設定しました。

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	0	0	0	0	0	1
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ⑤ 保育所等訪問支援

### [サービスの内容]

保育園等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

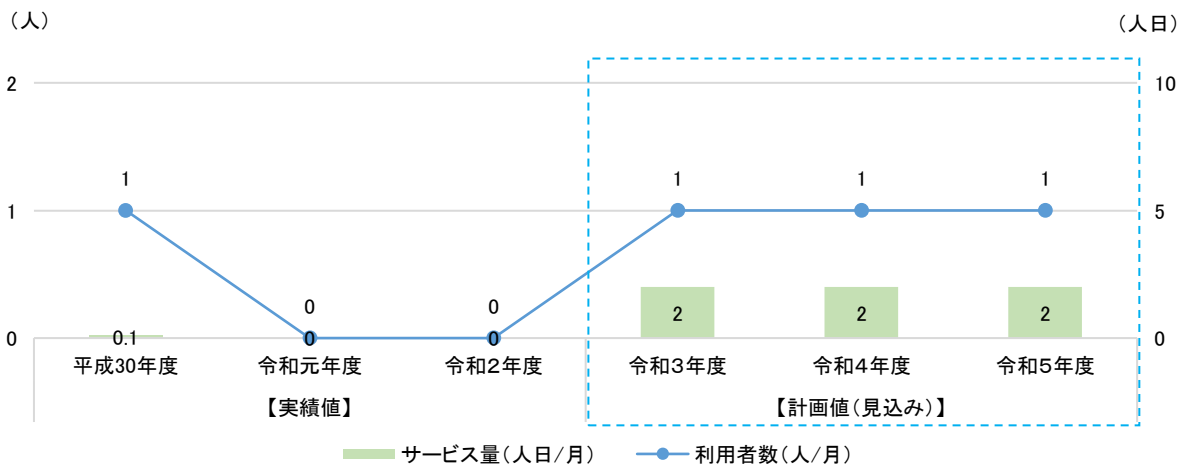
地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援などの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用児童数と量の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

これまでには平成30年度に1人の利用のみでしたが、新たな利用意向に対応できるよう、令和3年度から利用者数を1人見込み、設定しました。

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量(延べ利用日数/月)	0.1	0	0	2	2	2
利用者数(人/月)	1	0	0	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



### 【障がい児通所支援の見込量に対する確保方策】

- \* 関係機関との連携により、支援の必要な児童の早期療育開始へつなげます。
- \* サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実に努めます。
- \* 保護者や保育所等への制度周知に努め、支援の充実に努めます。

## (2) 障がい児相談支援

### ① 障がい児相談支援

#### [サービスの内容]

障がいのある児童について、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

#### [必要量見込に関する国の基本指針]

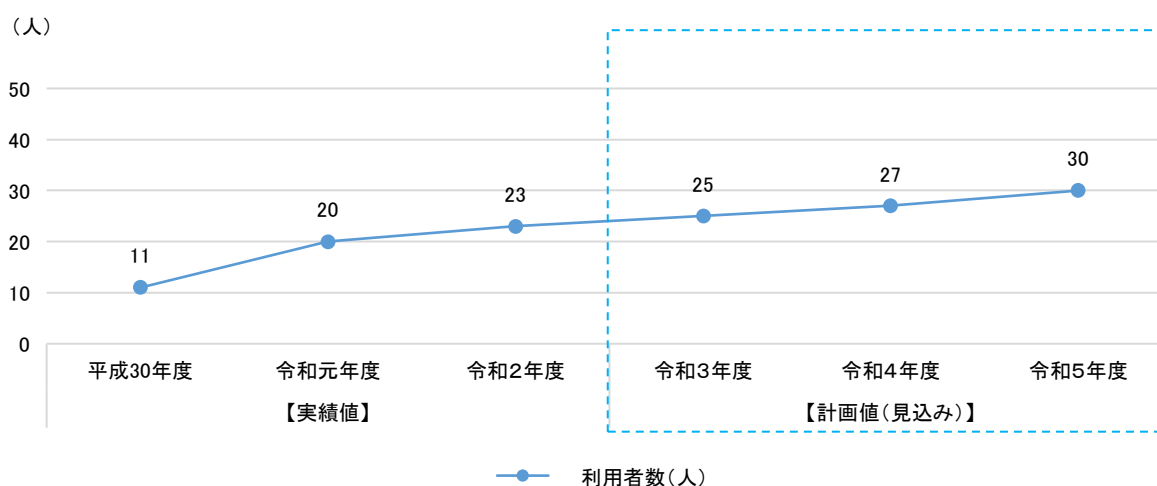
地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズなどを勘案して、利用児童数の見込みを設定。

#### [実績値及び計画値（見込み）]

利用者数は利用実績傾向（線形回帰トレンド）、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズを勘案し算出、令和5年度の利用者数を30人と設定しました。

	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	11	20	23	25	27	30

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



## ② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

### [サービスの内容]

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置するサービスです。

### [必要量見込に関する国の基本指針]

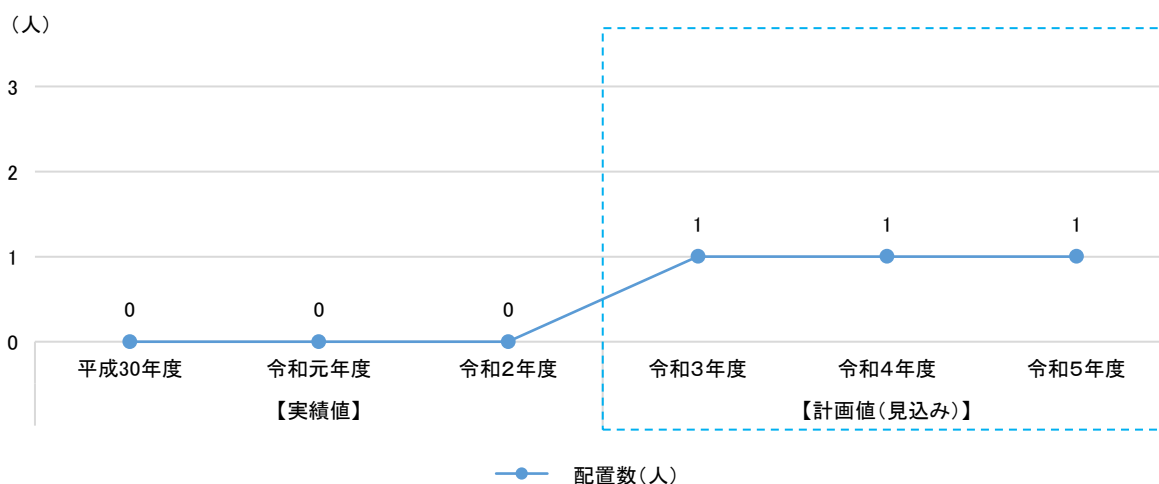
地域における医療的ケア児のニーズなどを勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定。

### [実績値及び計画値（見込み）]

上益城圏域内にて本計画期間内に設置予定であり、令和3年度より配置数1人と設定しました。

	【実績値】			【計画値(見込み)】		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置数(人)	0	0	0	1	1	1

※実績値の平成30年度、令和元年度は年平均値、令和2年度は9月末時点の平均値



### 【障がい児相談支援の見込量に対する確保方策】

- \* 身近な地域で相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の拡充を図るとともに、相談体制の強化を図ります。
- \* 県等との連携により、相談支援専門員の育成に協力していきます。
- \* 上益城圏域内の自治体や関係機関等と連携・調整し、計画期間内のコーディネーター配置をめざします。

# 第5章 計画の推進にあたって

---

## 1 計画の推進体制

### (1) 計画の周知

「助け合いと理解のもと誰もが自分らしく生きがいを享受できるまち」の実現にあたっては、町民の理解と協力が非常に重要であることから、障がいに関する認識を深め、障がいのある人への正しい理解につながるよう、本計画の町民への周知に努めます。

### (2) 関係機関、国・県及び近隣自治体との連携

計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な関係機関の連携により推進する必要があります。

上益城圏域地域自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

本計画には、国・県及び近隣自治体と連携し、広域的な対応を必要とする施策も含まれています。国や県の障がい者福祉施策の動向や近隣自治体の障がい福祉サービス等の状況を踏まえ、国・県や近隣自治体と連携し、計画の推進を図ります。

## 2 計画の進捗管理

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の進捗管理を行う機関である「上益城圏域地域自立支援協議会」に結果を報告し、住民視点、当事者視点、専門的視点から進捗状況进行评估したうえで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しを行います。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、定期的な協議を行うなど、庁内の関係各課相互の連携を強化します。

なお、P D C Aサイクルを用い、必要に応じて評価分析を行います。

本計画においては、基本指針に即して定めた目標数値を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。



## 基本指針

- 障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の提示。

## 計画 (Plan)

- 基本指針に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定を定める。

## 改善 (Act)

- 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の見直し等を実施。

PDCA  
サイクル

## 実行 (Do)

- 計画の内容を踏まえ、各事業を実施する。

## 評価 (Check)

- 成果目標及び中間評価については、少なくとも年1回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として、分析・評価を行う。
- 活動指標について、達成状況等の分析・評価を行う。

# 山都町成年後見制度利用促進基本計画

## (1) 山都町 成年後見制度利用促進の背景等について

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどの精神上的の障がいにより判断能力が十分でない方の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続きなどを支援して本人を保護するものであり、本人が地域で生活する上で重要な手段の一つです。しかし、制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知機能の低下が見られる高齢者数や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数と比較して、少ない状況です。

このような状況のもと、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、平成28年5月、「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、町は国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)を勘案し、成年後見制度利用制度の利用促進に関する施策についての基本計画を定めるよう努めることとされました。

そこで町は、判断能力が十分でない方の権利擁護を推進するため、本章を山都町成年後見制度利用促進計画に位置付け、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

### ①現状

#### i) 山都町成年後見制度利用状況 令和2年6月現在

	成年後見	保佐	補助	任意後見	利用者数
山都町	11	1	0	1	16

#### ii) 山都町地域福祉権利擁護利用件数 令和2年6月現在

山都町地域福祉権利擁護 (山都町社会福祉協議会)	認知症 高齢者	知的 障がい者	精神 障がい者	その他	利用者数
	2	7	2	1	12

### ②課題

#### i) 成年後見制度に関する周知が不十分

本制度は、認知症や知的障がいなどの精神上的の障がいにより判断能力が十分でない方の権利を保障するためのものであるが、町民への周知が不十分であると考えられます。周知方法や制度に関する関心を高めるため効果的で的確な広報周知が求められています。

#### ii) 相談窓口の周知不足・相談機能整備が不十分

地域包括支援センターや福祉課、町社会福祉協議会で相談を受け付けていますが、町民への周知が不十分であると考えられます。また相談機能を充実させるため、対応する職員のさらなるスキルアップが求められています。

#### iii) 経済的負担への不安感

申立費用や後見人への報酬を実際以上に高額に思ったり、助成制度を知らない等、親

族等が後見報酬等への認識が十分でなく、経済的負担を気にして申立てをためらうケースがあると考えられます。

#### iv) 成年後見人の担い手が不足

本制度の骨幹でもある後見人について、制度の周知不足や関心の低さ等から担い手が不足しているものと考えられます。関心を高めるため制度について周知することはもとより、成年後見人等の育成講座等の開催やその集客方法等について効果的で実効的な手法も求められています。

### ③具体的な施策

#### i) 成年後見制度利用促進のための段階的・計画的な取組の推進

各専門職団体や関係機関等と連携して、成年後見制度の仕組みや活用方法・相談窓口等を周知啓発するため、パンフレットの作成・配布、セミナーの開催等の広報啓発活動に努めます。また、研修会等によりスキルアップを図り、相談機能の強化を図ります。

#### ii) 成年後見制度の利用支援

親族後見人等からの相談に応じるとともに、本人及び成年後見人等を支援するチーム体制づくりや専門職団体等の協力を得られる体制づくりに取り組みます。また、判断能力が十分でない者が成年後見人等を必要とする状況にあるにも関わらず、本人や親族等がともに申立を行うことが難しい場合、町長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立を行います。さらに、成年後見制度の利用に関して、その費用負担が困難な者に対し、申立時に要する費用や、成年後見人等への報酬について適切な助成の検討を行います。

#### iii) 地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の必要な者の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制、意思決定・身上監護を重視した成年後見制度の運用に資する支援の役割を持つ地域連携ネットワークの構築を図ります。

地域連携ネットワークでは、法律や福祉の専門職で構成し、適切な成年後見制度の利用促進と成年後見人等への支援を行う「協議会」と、その運営・調整等を行う「中核機関」を設置し、本人を中心とする「チーム」を支援する体制整備を行います。

中核機関では、次の4つの取組を中心に担っていきます。

- i) 広報・啓発の強化
- ii) 相談機能の強化
- iii) 成年後見制度の利用促進
- iv) 成年後見人等への支援

※ iii) iv) の取組については、関係機関と協議を行いながら、中核機関設置後、段階的に機能の充実を検討します。

# 資料編

## 1 山都町保健福祉総合計画策定委員名簿

役職	氏名	所属
委員長	今吉 光弘	熊本学園大学社会福祉学部 非常勤講師
副委員長	後藤 壽廣	山都町議会 厚生常任委員会 委員長
委員	吉川 美加	山都町議会 厚生常任委員会 副委員長
委員	松永 陽一	山都町学校保健委員会 会長 清和小学校
委員	山下 太郎	山都町包括医療センターそよう病院 院長
委員	滝口 美智子	山都町民生委員・児童委員協議会
委員	春高 徳子	30 地区福社会 代表
委員	高野 隆也	山都町社会福祉協議会 事務局長
委員	堀 満萬	山都町身体障害者会 会長
委員	緒方 省吾	山都町障がい者家族会
委員	坂田 雅治	山都町障がい者家族会

## 2 用語解説

### あ行

#### 医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が学校や自宅等で日常的に行う、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

#### インクルージョン

包括・包含という意味。包括は全体をまとめること、包含は包み込む・中に包むことを指す。

#### 音声言語障がい

音声を全く発することができないか、発声しても言語機能を喪失したものや、音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難なものをいう。

### か行

#### 機能訓練

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師という専門職員の行う、機能の維持・回復を目的とする訓練のこと。

#### 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が積極的に参加貢献していくことができ、かつ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

#### グループホーム（共同生活援助）

地域の住宅（アパート・マンション・一戸建て等）において、数人の障がい者が一定の経済的負担をおって共同で生活する住居。同居あるいは近隣に居住している世話人により食事の提供、相談その他の日常生活の支援が行われる。

#### ケアホーム（共同生活介護）

共同生活の住居に入居している障がい者に対し、主に夜間に入浴や排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他日常生活上の支援を行うサービスのこと。

## ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

## ケースワーカー

精神的・肉体的・社会的な面で何らかの欠陥をもつ人の相談相手となって解決指導にあたる人。

## 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

## 高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知機能に障がいが起こること。

## コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

## 合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

## さ行

### 視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

### 肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障がいを有する状態。身体障害者福祉法では、①上肢、下肢又は体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの、②上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて上肢の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいに該当する人を身体障がい者としている。

## 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等（乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む）。

## 児童発達支援センター

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

## 児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

## 社会的障壁

社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

## 社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

## 重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。

## 障害者基本法

障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がいを理由として差別されないことを基本理念とする。

## 障害者雇用促進法

障がい者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

## 障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。平成25年6月制定。平成28年4月施行。

## 障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種類に関係なく、福祉サービス等について共通の制度の下で一元的提供することとし、平成18年4月から施行され、平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

## 障害者総合支援法

障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。

改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月に施行。

## 障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市町村は市町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

## ジョブコーチ

障がい者の就労にあたり、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者を指す。

## 自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

## 身体障がい者

「身体障害者福祉法」では、①視覚の障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障がい、⑥人免疫不全ウイルスによる免疫機能障



障がいがある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

### 身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に定められた、身体に障がいがあると判定された人に交付される手帳。各種福祉サービス等を利用する際に必要となる。

### 生産年齢人口

各国の国内で行われている生産活動に就いている中核の労働者となるような年齢の人口のこと。

### 精神障がい者

統合失調症など精神（脳）の病気の結果、治療により症状は緩和されても残る「日常生活や社会生活のしづらさ・不器用さ」等の障がいのある人をいう。この障がいの原因には、①病気からくるもの、②薬の副作用からくるもの、③長期入院によるもの、④社会経験の乏しさからくるものがある。

### 精神障害者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者に関する法律」に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳。各種の支援施策の推進、障がい者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。

### 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為などを、成年後見人等が本人に代わって行う制度のこと。成年後見制度には、将来判断能力が十分でなくなったときに備えてあらかじめ後見人となってくれる人を決め、その人との契約に基づいて行われる「任意後見制度」と、すでに判断能力が十分でない人のために、家族等が家庭裁判所に申し立てて行う「法定後見制度」の2種類がある。

### 相談支援事業所

ご本人・ご家族などからの相談に応じて、障がい福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言を行う事業所のこと。

### 相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的

な相談支援を行う者をいう。

## た行

### 地域活動支援センター

障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。

### 地域自立支援協議会

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う。

### 地域包括ケアシステム

人の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を作っていく取組。

### 地域包括支援センター

地域住民の保健、福祉、医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

### 知的障がい者

知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人。

### 聴覚・平衡機能障がい

聴覚障がいは「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障がいは、三半規管や中枢神経系などの働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

### 特別支援学校

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

### 内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

### 難病

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担制度や居宅生活支援事業がある。

### ニーズ

一般的には、要望や需要をさす。社会福祉援助においては人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本条件を持っていない状態の場合、ニーズをもっていると判断する。

### 発達障がい

平成17年4月から施行された「発達障害者支援法」には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。

### 発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいを持つ者に対する援助等について定めた法律。平成17年4月施行。

### バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

## ピアサポート

「ピア」は仲間を意味し、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

## PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Act）を行うという行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

## ペアレントトレーニング

発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

## ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

## ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

## 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がいのある人または知的障がいのある人を雇用しなければならないこととされている。一般の民間企業の法定雇用率は、常用労働者の総数の2.0%。

## 補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。視覚障がい者安全つえ、補聴器、義肢、車椅子、歩行器など。

## ま行

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動等を実施する者。地域住民から社会福祉に関する相談を受けるだけでなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会問題にも取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における

「児童委員」に充てられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされている。

## ら行

### ライフステージ

個人の一生を生活周期（乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期）に分けて考える場合の各段階のことをいう。

### 療育

障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすること。

### 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された人に対して一貫した指導・助言を行うとともに、各種の支援を受けやすくするための手帳。

### レスパイト

一時的中断、延期、小休止などを意味する英語。日本では主に育児、介護、障がい、医療の分野で使われる。

---

山都町  
第6期障害福祉計画・第2期山都町障害児福祉計画

令和3年3月

山都町 福祉課

〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町6番地

電話：0967-72-1229 FAX：0967-72-1066

---